

平成23年9月13日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第3日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年9月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	8番 吉富 隆	1. 町づくりについて町長の考えを問う 2. 職員採用について（臨時及び嘱託、教育委員会含む） 3. 滞納及び財政について 4. 国道・県道整備について
7	6番 松田俊和	1. 各種団体に対する補助金について 2. 機構改革について 3. 米多浮立に対する町の支援について
8	7番 岡 光廣	1. 上峰町、明日への町づくり これからの行政施策等について 2. 生活環境の整備
9	9番 中山五雄	1. 安全・安心の町づくりについて 2. 企業誘致について 3. 国道34号の整備促進について 4. 町の活性化について

午前9時31分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。これより一般質問を行います。

その前に、私のほうから執行部に対して一言申し上げたいと思います。

昨日一般質問が始まったわけでございますが、各議員さんそれぞれに自分の考えを一生懸

命に述べて、執行部のその対応をどうするかということをしておられるわけですが、昨日は執行部席におきまして、それぞれの質問があつている最中に隣同士で話をしたり、そのほかにも笑い顔を見せてみたりとか、そういう不謹慎な態度が見られました。今後につきましては、一切そういうことがないように厳重に注意をしておきます。

それでは、通告順のとおり、8番吉富隆君よりお願いをいたします。

### ○8番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。8番吉富でございます。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。6月の定例会から若干かぶる面がございますが、御理解をいただきたいと思っております。

さて、3.11、14:46という数字を申し上げれば、皆さん御案内かと思いますが、半年前に起きた東北地震の災害がいまだに収束を見ない状況下にあるようでございます。それに伴いまして、大きな津波の被害、原子力発電所の災害等々が我々佐賀県にも及んでいるような状況下でございます。また報道によれば、台風12号による災害も大きな災害があつたようでございます。そういった意味合いを含んだところで質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、そういった状況の中で、我々の上峰町は今どういう施策をするべきか、一番大事な時期ではなかろうかというふうに思っております。そこで町長に御質問をさせていただきます。

上峰町の町づくりについてでございますが、第1点目に、しがらみのない町づくりについて町長のお考えをお聞かせ願いたい。

2点目に、今後の町づくりにどのような政策を持っておられるか、今後の対策等々についてお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、おたっしや館の運営についてでございますが、おたっしや館の局長が本採用になられて順風満帆な運営がされていると私は思っておりますが、その進捗状況についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それから、農業問題でございますが、町長、3月の定例会で施政方針の中には農業ということも若干触れておられますが、今まで2年半余りのつき合いをさせていただいた中では、農業に取り組む姿勢が全く見えません。今後の上峰町の農業に対して、どのようなお考えを持っておられるかお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、大きく2点目でございますが、職員採用についてでございます。

臨時、嘱託職員さんも含めてでございますが、今までどのような形をとられて採用をされてきたのか、お尋ねをしてみたい。

それから、また答弁次第では、今後どのようにされるかも加えてお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、臨時職員の職務権限についてお尋ねをさせていただきます。

同僚議員からもこの件については若干触れられましたが、6月定例会でもこの問題については質問をしております。その問題について規則等々がない、契約期間が2年というふうなことになるようでございますが、これも大きな問題として取り上げざるを得ないと私は思っております。

それから、ここで館長さんの採用試験の問題について資料要求をしておりますが、資料が提出をされておられません。これについてはいささか私も頭にきておるところでございます。なぜならば、同僚議員には資料要求は全部出ております。何で私の資料要求は出せなかったのか、まずそれをお尋ねしてまいります。

それから、大きく3番目でございますが、滞納及び財政についてでございますが、6月も私はこれを質問させていただいておりますが、滞納問題については個人のベストテン、法人関係についてのベストテンを議会だよりも載せさせていただきましたが、非常に大きな金額の滞納がなされております。この問題についても進捗状況、今後どのようにされるか、今までどうされたのか、ミクロ的にお尋ねをさせていただきます。そうすることによって町の財政、町長の町の運営はこの滞納がなければ非常にやりやすいのではなからうかなと思っておりますので、厳しく追及をさせていただきます。

大きく4番目に、国道、県道の整備についてでございますが、特に神埼北茂安線の進捗状況、それから坊所城島線、加茂の交差点、それから34号線切通の交差点の改良についてお尋ねをさせていただきます。

非常に簡単な質問ではなからうかなと思っておりますので、明快な御答弁をお願いしたいと。また、冒頭に議長からも注意がございましたが、非常に6月定例会から本当にやる気があるのか、職員はという厳しい言葉を私も発したところでございますが、6月から3カ月間たって一向に改善の兆しが見えない。そういうことを含めたところで、答弁次第では厳しく追求もされる部分が出てくるかなと思っておりますので、明快な御答弁を心からお願いをいたしまして、統括質問を終わらせていただきます。

あとは一問一答方式で一つずつ質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、町づくりについて執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。9月の定例議会2日目、吉富隆議員の町づくりについて、町長の考えを問う。質問要旨の1つ目、しがらみのない町づくりについてという項でお答えをさせていただきます。

このしがらみ、さくと最初読みました。失礼しました。さくと読みまして、調べましたら、

さくは所有者の用途が異なる2つの土地の境界線を隔てたり、がけなどから転落を防ぐために人や乗り物などの進入を防止することを目的として設けられる構造物を指すと記載されております。つまり、町民の皆様との距離で言えば、この間、役場の中で行政の管理、そうしたことばかりにかまけて、町民の皆様のお声や要望等をしっかり聞く、そして、こういう町にしたいという思いを聞く機会がございましたので、そうしたことを始めるために、ただいま出前町長室ということを9月26日という予定になっていますが、以降に各地区で行わせていただきたいと思います。これは済みません、吉富議員の質問を読み違えて、これしがらみと読ませていただいた上では、私、しがらみのない町づくりとして皆様に十分にその考え方、姿勢というのが伝わっているかどうか、私自身も自分に気を許さず、こういう姿勢で貫いていかなければいけないということを今後も自分に言い聞かせながら努力していきたいと思っています。

私としては、この町、しがらみのない町をつくるということの一つのきっかけとして、この財政の状況の改善というものをみんなで一緒に行っていきたいと思います。これを旗印の一つになれるんじゃないかというふうにお訴えをしてきたところでございます。

昨日はすごく感慨深い一日でありました。議会の皆様方の御質問が、本当に財政の状況を好転させようと、細かくミクロな目から、また、俯瞰した目から、さまざまな視点でこの町政を健全化させようという姿勢を感じさせていただいたので感慨深く感じたところでございます。

今後とも、ここがおかしいんじゃないかと具体的にございましたら御指摘いただき、直ちに改善をしていく、そういう姿勢で臨んでいきたいと思っていますので、よろしく御協力をお願いします。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

町づくりの中でしがらみのない町づくりというようなことで御質問をしておるわけですが、町長さんのしがらみという意味が若干私と考えが違うようでございます。なぜしがらみというこの質問をしているかという、後で出てまいります、この問題も、私の質問の中にですね。

私が調べた範囲では、しがらみとは、しがらみつくというようなことで辞書には載っております。いろいろな意味が載っておるわけですが、町長の施政方針、就任されて間もなくしがらみのない町づくりをやるということで、我々議会にもお約束をされておりますので、就任されて3年目になりますので、そろそろそういったことに着手をしていただきたいという観点から質問をしておるわけですから、何も嫌みのあるようなことでもございません。ぜひとも町長にしっかりと行政を運営していただきとうございますので、そういった意味合いを含めたところでの質問でございますので、御理解をいただきたいと思っています。

そういった観点から、この間、日曜日だったでしょうか、敬老の日のお祝いがありました。そのときに町長のごあいさつを聞いておりますと、非常にあいさつうまくなったなど、こう感心しておったところでございますが、そこで秩序という言葉をしきりにお使いになられたんで、秩序とは何だと、今までの2年半の中で秩序というのに対して一言も触れられなかったので、秩序という言葉を使うに当たっては成長されたなど私は感心をしておるところでございます。しかしながら、それを実行に移していただかなければ何もならないと私は思います。

今現在、後で出てくる問題でございますが、しがらみということはからみつく、関連性があると私は判断しておりますので、そういった問題等々を冒頭に町長のお考えを聞きながら2番目の質問等々で出しますので、御回答をお願いするわけでございますので、そういったことも含めたところで、いま一度しがらみのない、しがらみとは何ぞやということで町長の見解をいま一度お聞かせを願いたい。

**○町長（武廣勇平君）**

8番吉富議員のお尋ねにお答えします。

難しい質問だと思いますが、しがらみとは何ぞやと、恐らく個人個人の、その一人一人の心の中に抱くものではなかろうかと。だれか一人が抱くものではなく、その一人一人がどう物事に向き合っていくか、その姿勢そのものだと思います。

より泰然と、超然として俯瞰して、世の中を俯瞰して見ることに努めることがこれを解き放つことであり、あわせて申し上げますと、この上峰においては、今最大の問題であるのは財政だということで、それを超然、泰然としながら俯瞰して見れる、そして、そこを皆さんで共有できる、そういう町にしたいということで今後とも努めていきたいと思っております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

このしがらみのない町づくりについては、町長さんは、町長という職の中で権限と責任がございます。町長としてしがらみがない町づくりは大変難しゅうございます。出てくる問題でございます。しかしながら、町長としてそういったしがらみをはねのけて町長の施政方針どおりに町長の仕事を邁進されんことを心からお願いをして、この項を終わらせていただきます。

**○議長（大川隆城君）**

次に、今後の町づくりをどのように考えているかということに対しての執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

8番吉富隆議員の町づくりについての質問要旨の次の項ですが、今後上峰町の町づくりをどのように考えているかという御質問にお答えさせていただきます。

今現在は、平成23年度まで3次総合計画の最終年でございます。そして、今後につきましては、町の町づくり計画のアンケートを、上峰町の新しい町づくりのための町民アンケート調査結果報告というものを18歳以上の町民の方に、配布数200ということで無作為抽出して6月から7月、各調査地域、大字堤、坊所、前牟田、江迎にて配布をさせていただいて御意見を賜っております。

その中で、昨日その分析の調査結果を見ておりましたら、満足度と重要度という項目で分析結果が出ております。満足度、重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための一つの試みとして満足度評価と重要度評価を相関させた散布図が作成されております。

この結果を見ると、優先度は、町民の皆さんの優先度ですが、これは新エネルギー導入が第1位ということでございます。続いて行財政の改革、この行財政改革の状況、続いて雇用対策の状況が続き、以下道路の整備、広域的な連携というふうな順番になっております。これが今後の私の方針ということではございませんが、町民の皆さんからの意見はこういう優先順位があるということです。

私としましては、今後こうした町民の皆さんの意見をこれだと選択するのではなく、最大限この効用を満足、最大化するということに努めるために、こうした新エネルギーの導入初め、行財政の改革を進め、道路の整備等も進めていきたいという考えを今は持っております。

失礼しました、先ほどアンケート数を200と申しましたが、2,000でございます。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

今後の町づくりについての御質問でございますが、町長、何かぼやっと先が見えるような感じもせんでもございませぬ。アンケート調査等々、それから出前町長室もやるというようなことで、いろいろと今後の対策を練られているようにも感じをいたすところでございますが、今まで町長さんがここで約束したことをきちっと行動に移されたことがないわけですから、今後はきちっとやっていただきたいと思っております。

いろいろなしがらみがあってできなかった部分があるかなと思っておりますが、何度も言うようでございますが、就任されて3年目になりますので、自分の考え方をきちっと表に出していただきたいというふうな観点から質問をしておるわけでございますが、本当に財政の問題が一番であろうかなと私は思っております。

それにつけ加えまして、東北地方の地震の災害、それから台風12号による災害と、どれもけた外れの金額のようでございますが、それに伴いまして円高が非常に高く推移をしているところでございます。そうしますと、日本の企業、大手企業、中小企業が今現在外国に進出をしようかなという模索をされているかに報道では聞き及んでおります。そうしますと、今町長触れられましたけれども、雇用問題が第一番に上がってくる、経済の悪化につながる。

そういったときに、やはり町長が上峰町を支えていくに当たっては、どんとした考え方を表に出していただきたい。そういう観点で質問しておりますので、ぼやっとじゃなくて、6月定例会から私が申しておりますように、何か一つでもやってみらんかいという話を町長に投げかけをしております。その成果が今回の議会に若干あらわれてきているかなと、こう思っておりますので、やはり町は町長を中心に動くわけですから、政治主導じゃございません。議会主義ではございません。そういった意味合いを含めたところで、やはり私たちの町を守るには町長が軸でなければならぬ。それに議会はこたえをしていかなければならないと私は思っております。ぜひとも町長の方針を明らかにしていただいて、そして、町の運営に寄与していただくようお願いをしたい。いま一度本当に町長の方針を述べていただいて、この項を終わらせていただきたいと思っております。

#### ○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員のお尋ねでございますが、6月議会だったと思っております。ここに議事録を持ってきておりますが、吉富議員から職場づくりから始めて、明るい職場づくりに努めよということで何か一つやりなさいということで御指摘をいただいております。

その意味で言えば、実はあいさつが足りないということでもございましたので、あいさつ日本一運動ということに地区懇談会ではどういう意味かという御質問もありましたし、こうしたあいさつがしっかりなされる職場づくり、そして、町づくりを進めるために今現在街頭であいさつ日本一番運動というものを自分なりに町民の皆さんに見ていただく形であいさつがしっかりできる子供たちをふやしたいし、町民の皆さんとの会話が気軽に、声掛けが気軽に行われる、そういう町になればということで実行中ではございますが、やはりまだ議員に直接こういうカラーといいますか、しっかり何かやるということが伝わっていないということが問題だと思っております。今後どういう町にしたいかということは町民の皆さんとこの町づくり計画、各審議会の意見も賜りながら、今、計画の真っ最中、つくっておるわけでございまして、その議論の経過、結論を経て、今後の町づくり、こういう町をつくっていきますということを議員にも御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

ぜひとも町長さんの今おっしゃったことを実行していただきたいなと思っております。

そのあいさつの件でございますが、けさの出来事でございますが、旧三根町の方が役場に用事で来られたそうでございます。対応が物すごく悪かったそうです。けさのことです。女性職員だそうでございます。名前もわかっております。そういったことを徹底して町長さんがまず自分の足元、職員さんに徹底していただかなければならないであろうと思っております。毎週月曜日には課長会がなされよっじゃなかですか。6月議会も言ったんですが、徹底してやっていただきたいなと思っております。

それから、私も役場にはよく足を運ぶんですが、議長からも一言二言言われておると思うんですが、3階は議会の持ち物でございまして、雨漏りがしているというようなことも、議長から早う直せという話も来ていると思います。それと同時に、役場の通用門、入ってすぐ左側、便所がございまして、使用禁止が1年以上なっております。どこに目をつけとつですか、だいでん。財政が厳しい厳しいと言いながらも、きのうも同僚議員から出ていたように、繰越金、平成22年度140,000千円強ですね。できるんでしょうもん。やっってくださいよ。目配り気配りが町長できてないんですよ。そうでしょう。便所見てくださいますよ、通用門左側入って男子便所、いつからですか、使用禁止は。そういったことさえ気づかないか、気づいてるはずですよ、使用禁止と張ってあるんだから。だれがどうするの、それは。町長の仕事じゃないでしょう。管理職の方、何しよつですか。小さなことから早く解決をしていく。町長厳しく課長会では命令をしとってくださいよ。それが町づくりの第一歩ではなからうかなと私は思います。ぜひともそういった厳しさをこの財政難の中では役場の職員がみずから危機感を持って対応していくべきではなからうかと強く要望をして、この項を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。おたっしや館の運営について執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうからおたっしや館の運営についてということで答弁をさせていただきます。

まず、おたっしや館につきましては、社会福祉協議会のほうが運営をしております。この協議会の組織は、すべての人が健康で明るく、豊かな生活ができるよう住民みずからが参加し、考え、実行していく民間の社会福祉団体でございまして、

町内団体の代表者が理事、幹事、評議員として運営に当たっております。いずれも各種福祉団体、教育関係者、地域団体、商工会団体、行政関係職員等で組織があります。そのところで、職員としまして、事務局長以下次長、本部事務局員、地域包括センター職員、おたっしや館の運営、それから、別のところに通所授産施設ふれあい館があります。こういう運営に当たっております。

入館者数なんですけれども、平成22年度の入館者数が1万6,863人、平成21年度は1万7,021人で平成21年度からは若干減少の傾向にあるんですけれども、今年度は重点目標として平成23年度の当初の事業計画で重点項目として老人福祉センターおたっしや館を中心にした福祉の拠点づくりの推進、それから上峰地区地域包括支援センターによる介護予防事業と包括的支援事業の推進と、それから高齢者及び町民の安心・安全の食のサービス提供事業の推進、住民の福祉を支える職員の資質向上の推進、地域福祉を支援するボランティア活動の積極的な推進ということで5項目を重点項目として事業計画を上げております。これに沿って、平成23年度は事業を遂行し、少しでも利用者増の事業をやっていくものと思っております。

す。

以上でございます。

#### ○8番（吉富 隆君）

おたっしや館の運営について課長のほうから御答弁をいただきましたが、するするところ計画等々を述べられただけであって、私の質問は、福祉協議会の職員に局長をなされて、順風満帆な運営ができているだろうと私は思っております。しかしながら、町民の皆さんの声を聞くといろいろな問題も発生をしているようでございます。

このおたっしや館をつくった目的は、町民の皆さんの憩いの場所として、だれでもが利用できる目的を持ってつくったわけでございますので、そういった方向性を変えることなく運営に着手をしていただきたいなど。いろいろな問題については申し上げません。理事長が町長でありますので、やはりきちっとした形で運営を図っていただきたいと強く要望をして、この項を終わらせていただきます。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。農業について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

8番吉富議員のお尋ねでございます。農業についてということでございますが、昨今、農業についてはさまざまな問題が生じているところでございます。昨年、今でも韓国においては鳥インフルエンザ、口蹄疫等の問題もございまして、こうした牛肉に対することも含めて、また震災の影響から風評被害にある農産物もございまして。また、これは傾向として農業の担い手の皆様方が育っていないということで高齢化をされているということが、私も日本農業新聞をとっておりますが、いつも報道されておまして、なかなか難しい問題を抱えているという現状を認識しております。

その中で、今後省力化、コストをかけずに省力化していくということが求められる中、この上峰町においてはフォアス等の仕組みを導入していただいたり、また、直まき等の研究もされているということ、農協におきましては、苗について今後省力化を図るために農協のほうからそういう販売をされるということも聞いておりますし、さまざまな取り組みがなされているところでございます。

町内においても農産物、間隙トマトをつくっていらっしゃる方もいらっしゃるれば、アスパラをつくっておられる方、また、マンゴーをつくっておられる方もいると聞いておりますし、いろんな方がいる中で、そういう農業の振興を進めようというお話をいただいているところでございます。

三養基郡町村会にて、こういう農業の農産物を外に活路を見出すために販売先を求める動きをしていこうということで視察を今検討しているところでございます。こうした取り組みを経て、上峰町の農産物が外に出ていくという形をつくっていきたいというふうにただいま

検討中でございます。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

上峰の農業についてでございますが、今検討中だという御答弁でございましたが、6月の定例会においても、同僚からこの農業に関連する問題が出されております。一向にその気配が見えません。恐らく同僚議員が質問をされるであろうというふうに思っております。

今町長、フォアスという言葉も出されたんですが、大変いいことを言われたなと思っております。今後の農業に対してこのフォアスは欠かせない事業だと思っております。

きょう、東京の農水省、福岡県の農業試験場、それから佐賀県の農業試験場、それから、国の機関ではございますが、九州沖縄試験場が私の地区に視察にお見えになっております。そういった報告も町長にはあっているかなと思っております。もとの産業商工課、副課長がきょうは参加をしておられるようでございます。そういった取り組みを町がする前に地方で頑張っているところでもございます。ぜひとも町長には農業問題について目を向けていただきたいですね。これは強くお願いをしておきたいと思っております。

直まきの時期については、町長さんにもちょっと出てこんですかということで、お見えになって見ていただいたこともございます。それを見てどう思われたかはまだ聞いておりませんが、今後の行政の中で農業問題にもぜひ取り組みをしていただきたい。と申し上げますのは、非常に農業問題というのは全国的に厳しい状況下でございます。そういった中で、国の施策として非常に大きな補助金等々も出ているようでございます。と同時に、大型農業というような形の中で、組織強化もされております。しかし、限度があります。支えは行政でございます。なぜならば、国の農林水産省直轄で各県、市町村には流れてきているはずなんですから、いろいろな問題が山積する中でも、やはり私たち人間が生きていくには三度の食事は必ず一日にするわけですから、食の大事さをもっともっと重視していただきたいなと。

町長さんなんか、いい家庭で育てられて非常にわかりづらい点もあるかなと思いますが、町長に就任されたからには、やっぱりそこら辺の農業の苦しさにも目を向けてほしい。今後の農業のあり方に対して、町長のお考えをいま一度お聞かせを願いまして、この項を終わらせていただきます。

**○町長（武廣勇平君）**

ただいま吉富議員のお尋ねでございますが、先ほど検討すると申しました、視察先を検討したいということで、今検討中だということで御理解いただければと思います。

農業について知見が少ないということで関心がないというふうにとらえられておられるかもしれませんが、私は私なりにいろんな各部会にもお邪魔したり、各農家さんにもお話を聞いたりしたことはございますけれども、やはりこの農業に従事していただいている方は本当に生活の部分以外でもかなり地域にも御貢献いただき、先ほどお話ししました町民アンケ

ート調査の結果を見ましても、町への愛着度については、職業として農業に従事されておられる方が一番、これは断トツです。82.9%愛着を感じられているという結果が出ています。この地域のきずなをしっかりと支えていただいているのは、農業に御従事の皆様方だと言っても過言ではなからうかと思うところでございます、今般いろんな農業の振興施策、ほかの自治体の状況というものを調べてまいりました。多くは乗用管理機ですか、今は乗用管理機の補助というものがかなりやられているなというのを感じたところでございます。

議員からは直まきの現場も見に連れていっていただきましたし、ここにフォアスの資料もございますが、フォアス等の取り組みもこれまでされてきたと、私も例に倣って、今後そういう行政としてできることを考えていきたい、その際には御指導、御指摘を賜りたいと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。職員採用について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

皆様おはようございます。私のほうから2番の項の職員採用について。①今までどのようにされてきたのかということにつきまして御答弁をさせていただきます。全般的な面から私のほうから答弁をさせていただきます。

正規職員の採用に当たっては、県の町村会の統一試験に加わりまして第1次試験を行い、1次試験の合格者につきまして、総務課で第2次試験を実施して採用を行っております。

臨時や嘱託職員につきましては、採用を必要とする課の実情に応じまして、それぞれの執行機関の主管課で採用を行っておるところでございます。それぞれの執行機関と申しますのは、町長部局、それに議会、それに教育委員会がでございます。

以上でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

採用についてでございますが、正規職員については公募をされて、そして県の統一試験等々を経て、また役場内で町長さんを軸にして2次試験を行われるということでお聞きをしておったところでございます。

しかしながら、臨時職員、嘱託については各課に応じてというような答弁でございましたが、ここで私はいろいろと議会からは見えない部分がございますので、資料要求をしておりました。その資料がなぜ出せないのか、それをまずお尋ねいたします。

**○議長（大川隆城君）**

執行部いかがですか。答弁をお願いします。

**○教育長（吉田 茂君）**

吉富議員から御質問を受けております職員採用について、とりわけ私どもも一般的な臨時

雇用につきましては、先ほど池田総務課長が申したとおり、同様にいたしておりまして、ハローワーク等に公募しておりますが、さて、きっとポイントは先日行いました公民館長の件についてであろうと思います。資料につきましても2枚程度に教育委員会の状況だけ報告しておりましたので、その件ではないかなと私自身反省しながらここに立たせていただいております。

あと、やはり吉富議員に3月の教育委員会でそういった提案をして、議会の席上で3月の予算を決定していただきましたので、予算をもらったから公民館長を推選しなければいけないということを教育委員のみんなにも申し上げて伝えたところでございます。

ただ、この前の6月の定例議会でも申し上げたとおりでございますが、3月30日、31日まで教育委員のみんなにも諮りましたが、「簡潔にお願いしますよ」と呼ぶ者あり）はい、失礼いたしました。4月になって行っておりますので、その分をあと追加資料出させていただきます。失礼いたしました。

#### ○8番（吉富 隆君）

今の教育長の答弁は答弁じゃないでしょう。私たち議員は、この一般質問については、通告は議長にするんですよ。よかですか。議長にして、議長が執行部に出すわけですから、議長名で出ているんですよ、これは。何で出せないんですか、その理由だけ言えばいいじゃないですか。何もしない、かにもしない。後から出します。これは決まっているんでしょう、いつまで。執行部の方は御存じでしょうもん。開会日までと決まっているじゃないですか。

資料2枚出した。出していないじゃないの、1枚しか。経過報告じゃないですか、あれは。資料ですか、あれは。資料じゃないでしょうもん。ほかの議員さんには資料出して、私には何で出せないんですかと言っじゃないですか。出せないなら出せないできちっと言えばいいじゃないですか。それ以上追求はしませんよ。いろいろな問題があるからここまでしてくださいと、これは出せませんと言え、それでいいじゃないですか。

だから聞かなきゃならない、中身について。言わなくていいことまで聞かなきゃならなくなるわけですから、資料を出せない理由さえ言えない。どういうことですか。これは大きな問題ですよ、議会に対して。執行部の方はどのようにお考えですか。

私も12年間議会にお世話になってきて、いろいろな問題を見てきました。こんなことは初めてです。これはあなたたちの答弁次第では、議長に議会で議論をさせていただくようお願いしたいと考えております。そういう大きな問題でしょう。定例会なんですよ。1枚しか来ていない、町長、私のところには。1枚も走り書き、4月1日で書いてあつですよ。何が4月1日ですか、開会はいつですか。そんなのを資料と言うの。言わないでしょうもん。中身を聞いたら傍聴人びっくりするっちなかですか。

もうこれは後でまた質問をしますが、中身について、時間がないので先に進めさせていただきますが、今までのやり方について、私は疑問を持っています。今後このようなことをさ

れることは許しがたい。

今、冒頭に申したように、雇用問題というのは大きく取りざたされておる今日でございます。だれを選ぶ、かれを選ぶとかいうこともそれは大切なことだろうと思います。ここできらみが出てくるんですよ。（発言する者あり）傍聴人静かにしていただくようお願いいたしますよ。

そこで教育長、規則の準備は3カ月たってなされていない。これは職務怠慢です。責任追及しますよ。何ですか、3カ月たって何もやっていないじゃないですか。簡単にできるんじゃないですか、規則改正は。それもやっていない。

それから、公民館長さんの権限、どこまでですか。何時から何時までという契約をなされておるんですか。同僚議員にはきちっとしたお答えがされていない。公民館と改善センターと一緒にしているんですよ。これも町民の皆さんの憩いの場所でなからんといけない。そうでしょう。そうしますと、公民館使用の件でですが、みやき町もできました、城島にもあります、千代田にもあります、吉野ヶ里町も模索中でございます。いろいろな事件がっております。町民センターは借らんで言いよんさつですよ、この事件で。上峰の損失になるような館長を置いとってよかですか。

ことしの2月に公民館を貸してくださいと言うて受理をされております。イベントの1週間か10日前にはポスターが張ってあったそうでございます。そのポスターを館長ははぐっておるんですよ。どういうことですか。そういった事件がある館長さんでございます。どうするの。課長さんに課長席まで命令しているんですよ、館長が。そんなことできるの。そんな権限、だれが与えたの。ないでしょう。命令系統はきちっとしているはずですから。もとの次長席に座らせて、これは採用に当たっては町長関係なかはずですよ。よかですか。教育長の推薦がまず必要。教育委員会が任命するとなっているんですよ、この法律は。

6月議会も少々優しく注文つけておりました。3カ月たって席の移動は何ですか。特別室ですか、個室を与えておるじゃないですか。町民は何て言いよつですか、それに。それで職場がうまくいくはずがなかじやなかですか、しっかりしてくださいよ。ポスターをはぐったおかげで文化協会の一部は関連しています。おしかりですよ、その人たちは。

そういったことさえ解決ができない行政でどうするの。厳しく町長命令を出してくださいよ。これは法律上は、公民館は各市町村にということになっておりますので、最終的には、町長、あなたの責任になりますよ。厳しく町長は言う権限があるので、厳しくやってくださいよ。これも町づくりの一環でしょう。この問題についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

#### ○教育長（吉田 茂君）

吉富議員の質問に対しましてお答えさせていただきます。

公民館長につきましては、きのうの橋本議員の答弁の中でも一部申し上げまして重複する

かとは存じますが、厳しくスパルタ的に指導いたしております。

1つずつ答弁、弁解になりますけど、ポスターの件から申し上げますと、私は早速月曜日に坂井艶歌塾の塾長さんにもおわび申し上げます、2枚、まだそこにありましたので、早速張って皆さんの了解を得たところでございます。坂井艶歌塾の塾長さんは昨年こそほかのホールをお使いになりましたからパスでしたけど、その前から使用していただいておりますので、よく私も存じ上げておりましたので、大変申しわけないことでとお断りをいたしまして、了解をしていただきました。追ってではありますけど、艶歌塾のほうからは後ほど寄附金もチャリティーだったのでということでおいただきしているような、ありがたい状況でございます。もう深くそのポスターの件はおわびいたしまして、これからもどうぞよろしくお引き立ていただきますようにとお伝えしたところでございます。また、その件自体につきましても、館長に厳しく指導をしたところでございます。

次、2点目ですけど、館長の席につきましては、私ども課内で協議はいたしまして、私のほうから大体の指示をいたしまして、これでどうだろうかという提案をいたしました。一番に私が問題にしましたことは、町民センターが今までよりも暗くなったと、もう入るのにドアを押すのがおっくうになったというぐらいでしたから、それであの席を自分から進んで、自分にも風評的に耳に入りましたので、教育長よかったらあの部屋を公開する形にしておきますから、いかがでしょうかと申したので、私はその方針をとった次第です。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

教育長、もう1つ、例の規則の件です。

**○教育長（吉田 茂君）**

規則の件は大変申しわけないことでございました。起案しておきながら、定例会は9月の定例会になってしまっております。ただ、2カ年にするという1項目を入れればよかった、いいわけですので、御指摘のとおりで、早くしなかったことを大変申しわけなく思っています。

**○議長（大川隆城君）**

もう1つ、館長の勤務時間の件です。

**○教育長（吉田 茂君）続**

勤務時間は、週24時間ということで、大体午前中を充てております。（「週に」と呼ぶ者あり）はい、週でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

教育長さんね、経過報告はいいんですよ。答弁を求めます、私は。そのくらいはもうおわかりだと思います。特に職務怠慢的なことがございますので、それは町長からおしかりがあるものと思っておるところでございます。

そういった中で、非常に責任追及を私はやらなきゃならないなと思っておるところでございます。特にお客さんに対して上峰町の損失に当たるような行為をされた方については、やっぱりこれは責任追及せざるを得ないでしょう。私は厳しい態度で臨むべきであろうと思っております。これはまた問題等々後でやりますが。

館長さんの採用についてでございますが、資料提供はなかったんですが、私の知り得る限りで申し述べさせていただきますが、採用に当たっては、4月1日に起案をされております。4月1日に決裁が済んでおります。4月1日に辞令が交付されております。そうしますと、教育長、教育長の推薦、委員会はいつ開かれているんですか。4月1日でしょう。これは書類不備ですよ。どがん計算しても足し算引き算合わないじゃないですか。何でそんなことするの。できんことでしょうもん、これ。これをしがらみとしか言いようがないじゃないですか。どうなんですか。きちっとした答弁してくださいよ。できなきゃ休憩とってやってもいいんですよ。答弁求めていいですか、きちっとした答弁してくださいよ。じゃ、お願いしますよ。

#### ○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

起案の内容は4月1日になっておりますが、前回の6月の議会でも申し上げましたとおり、あと1委員会、3月の委員会の分を吉富議員さんにお上げしておりませんでしたので、その分をきょうはお上げしようとお伝えしたところでございます。3月の委員会でみんなに諮っておりまして、3月まで出てきませんでしたので、この前6月の議会で申し上げましたとおり、30日と31日にかけて教育委員みんなに伝達をいたしまして、そのときに集合ができなかったもので、あす4月1日にはいろんなほかの人たちの学校関係の辞令だとか発令などもあるので、そのときに委員会、臨時委員会を開いていただきたいという教育委員会みんなの意向もありましたので、そのときに開かせていただきまして、提案をし、委員会の任命を受けたところでございます。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

教育長さんね、今の答弁にならんでしょうもん。何が3月の末にされとつね、されてないじゃないですか。集まらなかったて、今教育長自身が言われているんじゃないですか。4月1日に起案はなっておりますけれどもとか、そんな答弁を私はごまかし、私はそんなくらいはわかっですよ、幾らばかでん。できないことをやっているんじゃないですか。だから資料を出せなかったんでしょうもん。違うの。私が言っているのは間違っているんですか。

これは採用の時期からそういった手違いがあって、採用されて、結果を見てくれんですか、町民の声は何て言いよっかわかっとっですか。めっきりお客さん少なくなっているんですよ。だれがそんな権限を渡したの。町長、あなたですか。違うでしょう。しかし、町長の名前使

っていますよ、館長さんは。使っていますよ、町長さん。なったすぐに本庁に来て、町長に言い切らんことは私が言うてやって、各課に回っているんじゃないですか。町長の名前使っているよ。それをいつまでもほっておく必要はないでしょう。

この問題については資料も出てこない、そして、採用問題についても不備だらけ、議長、これは議会で取り上げていただくわけにはいかないでしょうか。

**○議長（大川隆城君）**

その件については後日協議をしたいと思います。

**○8番（吉富 隆君）続**

時間の都合がございますので、この問題については指摘をしておきたい。そして、議長と御相談をして議会に取り上げていただけるようお願いもするんですが、議長さんの権限でできんと言われればできないんですが、できなければ12月定例会で徹底して追及をしてまいります。特にポスターをはぐった件については、関連している町民の皆さんはお怒りであるようでございます。直接私も聞いております、私のところにお見えになって。私たちも議員の仕事は町民の声を議会で反映されることが仕事なんですから、きちっとさせていただきます。

議長、こういうことでお願いをしたいと思います、1つですね、館長さんが臨時、嘱託員さんであるのは予算書を見ればわかります。そうしますと、非常勤ということであれば、防火管理者は館長になっているようでございますが、できるかできないか、お尋ねを1点だけさせていただきます。

**○議長（大川隆城君）**

執行部答弁、どなたがされますか。

**○生涯学習課長（川原源弘君）**

公民館長は、御指摘のとおり非常勤特別職という職にございます。先ほどの問いですけれども、それは防火管理者ができるかという御質問です。公民館長が就任早々、ちょっと資料を持って来られて、私は防火管理者の資格を持っているので（「できるかできないかを答弁すればいいので」と呼ぶ者あり）できるかできないかというのはちょっと、その判断つきませんけれども、その届けを出されて受理されておりますので、できるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

この問題については、私はできないと思っております。よく調べてくださいよ。やはりこの議員さんたちの一般質問に対して、執行部の方は真剣に取り組んでおられない、私はそう思いますよ。そうでしょう。よくよく考えてみらんですか。非常勤が責任を持てますか、まず。今すぐ鳥栖三養基消防署に聞いてごらん。資料が欲しければ僕は上げますよ。議員さん

たちは、みんなが自分の質問することに対しては勉強をされてきております。9名の方がされるんで大変厳しい状況下にあるかと思いますが、これも仕事なんですから、きちっとやっていただく。そうしないと町の繁栄はないと思います。

何から何までちぐはぐな採用である。資格を持つとるからと、これも規定がございます。防火管理者、資格持つとっけんよかというようなことでもございませぬ。方法もあります。非常勤であればもう1人つければいいんですよ。そういったことを指摘しておきますので、修正方をお願いしておきたいと思ひます。

#### ○議長（大川隆城君）

2番の項について、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。滞納及び財政について、執行部の答弁を求めます。

#### ○税務課長（白濱博己君）

おはようございます。8番議員の滞納についてということで、まず、今までどのように対応されてきたかというふうな御質問と思ひますが、先ほどの中で、7月28日発行の議会だよりの中で高額滞納者という状況を掲載されておりますが、その件でどのような対応をされたかというふうなことだろうということで思ひております。

今、平成22年度の決算で滞納繰越額が、御案内のとおり134,326,704円ございます。その中で、掲載されたうち個人、法人合わせまして、その合計額が53,952,415円ということで約4割近くの上位10傑の滞納者でございます。その中で7月、8月ということで対応した中では、まず個人につきまして、6件の徴収で合計額が473,200円の徴収をいたしました。法人につきましては、3件で合わせまして1,143,250円の徴収をさせていただきました。この中で、法人につきましては、6件がもう会社がない状態でございます、その分についての約8,800千円程度の分はもう回収不能の現況でございます。

その中で、1つ例を申し上げますと、行政報告にも出していただいておりますが、3番目の、上位3番目の2,577,930円という滞納の分につきましては、個別の案件ではございますが、実は6月28日に公売をさせていただきました。その公売の中で成立をいたしまして、そのうち約1割ぐらゐにしかありませんが、253,350円を充当いたしました。これは差し押さえをしていた中での分ですが、当時のまだ抵当権もございませぬが、その抵当権者以前の納期限の分だけでございませぬ、権限は。その分を徴収いただきました。

私どもは、今滞納整理ということで県税事務所に職員を派遣し、なお、国から、また県からと徴収の先生に御指導いただきながら滞納整理の一つの公売ということを実践をさせていただきました。幸い一昨年、県税事務所に派遣をしていただいた係長が今税務課におりましたので、そういった形でのノウハウを、知識を習得しながら相談しながらやったわけでございます。これは一例でございますが、今後差し押さえ、滞納整理、そういったことを含めながら、微力ではございませぬが、滞納額を幾らかでも減らすような努力を今後やっていきたい

ということで考えております。

以上でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

この滞納問題につきましては、6月も質問をさせていただきました。そういった中で、非常にこの滞納問題は難しい問題だと私も思っておりますが、余りにも大き過ぎる金額でございます。6月定例会での町長の答弁では、差し押さえは辞さない、やりますという答弁をいただいております。3カ月間たちました。御努力はされておると思いますが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

**○税務課長（白濱博己君）**

差し押さえの件であったと思います。今までにつきましては、差し押さえ等々で件数的には少ない件数ではございますが、件数といたしましては、平成20年度33件、平成21年度11件、平成22年度43件という実績がありますが、4月以降、県税と徴収をしながらの打ち合わせしながら差し押さえをやっておりますが、県で2件、それから町で2件ということで、この件数につきましては、今度の町の広報紙に掲載をいたすわけでございます。その差し押さえをしたから税金が100%取れるというふうなことでもございませませんが、今は不動産ではなく、生命保険なり預貯金等々で差し押さえ等々をさせていただいているというふうなことでございますので、今後も財産調査、行政報告分にも載せておりましたが、10件ほど8月末、9月上旬に財産調査をしておりますので、これは個人の分で上位10傑の中で9番目、10番目の方を財産調査をしております。もしあったということであれば、ちゅうちょなく充当をさせていただきたいというふうなことでは思っております。

税務課職員は町長から委任をされております。ですから、職員が権限を持ってできるわけでございますので、今後そういったことを胸に秘めながら徴収に臨んでいきたいということで考えております。

以上でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

課長さんね、大変御苦労されているものと私は思っております。そういった中で機構改革をされ、係をつくられた。その効果はいかがなもんかなと思っております。

そういう中で、課長、差し押さえしたから100%取れる保障はないですよ、私はわかっていますよ、そのくらいぐらい。そんなこと答弁で言う必要があるの。

じゃあ、課長お尋ねするよ。滞納とは何だ、何なの。6月議会でどがな答弁しとっですか、あなた。そのときは3カ月間猶予をやった、僕は。僕も勉強するから課長も勉強しとってくださいということでしておりました。そんなこと言える筋じゃないでしょう。ちゃんとデータがあるんで、滞納とは、期日を一日でも超したら滞納なんでしょう。あなた未納と答えたんですよ。出納閉鎖後を滞納と、こういうことをあなたは答弁している。だから、そのとき

は僕は責めませんでしたけれども、差し押さえをするとは、町長がやると言ったからお尋ねしよるだけであって、その進捗状況をお尋ねしているんですから、きちっとした答弁をしてくださいよ、手を挙げるなら。ね、そうでしょう。僕が言っていることを理解できるんですか、できないんですか。

そういった問題が、課長言われるように、個人と法人で53,952,415円ですね。そのうち473,200円と1,143,250円が徴収されたと聞き及んでおりますので、努力をされているなと思います。しかし、個人にしても、ワーストワンは8,668,500円ですもん、余りにも大き過ぎるんで、そういった個人的なことを責めるわけじゃございませんが、対策としてどのようにされているのか。恐らく分納誓約されておると思います。分納も滞納なんですよ、そうでしょう。だから、これも何年も滞納された実績がこのような数字になったのではなかろうかなと僕は思います。その辺が余りにも大き過ぎるんで、町運営に対して非常にマイナス面が出ている。町長もやりづらいでしょう——ですね。

やはり、職員さんたちも一丸となって町長の方針どおり御努力をされんことをここで切にお願いをする以外しかないのかなと思いますが、議会のときだけ答弁をして、あとは知らん顔。この問題だけじゃなくて、やはり行動にして実績が出てくるはず、結果もついて回るはずなんですよ。そういったことをやはりきちっとやっていただかないと、さきの質問じゃございませんが、そういう問題等々が職員の中でも出てくる。

やっぱり行政の職員さんたちというのは、僕はサービス業だと思っております。何もなか限り、60歳まで法律で保障されています。若干公務員の給料等については国会でいろいろ問題があっているようでございますので、右肩下がりに給料面についてはなっています。大変苦しい状況下にあるとは思いますが、やはり地震があった、台風があった、その被害の状況を見ると、まだまだ町の職員さんたちは幸せであると思えます。そういうことを考えるならば、もっと危機感を持って日々仕事をしていただきたい。6月も言ったんだけど、3カ月たっても何の成果もない。もっとぴりっとした態度で町民の皆さんにサービスを提供していただければなど。

最後に、そういったことについて町長の御答弁をお願いして、私の質問を終わらせていただきますが、非常に問題等々がございます。12月の定例会に引きずらんようなことでお願いをしておきます。町長よろしく願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

吉富議員の御指摘につきましては、役場の中の話もありますし、外に向けた話でもございました。今後必要なのは、町民の皆さんに本当に信頼される町政ということであろうと思います。言うからにはしっかりと実行をということで、ことしは滞納処分をしっかりとやっていく係を設けましたので、今現在数字のほうは経過であると思えますが、そうした数字を御報告できるように、効果があったと御報告できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。国道・県道整備について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

国道、県道の整備につきまして、8番吉富隆議員からお尋ねがっております。町長のお考えをお尋ねしますということで、これにつきましては、就任時よりその以前にさかのぼって期成会、まず34号線国道につきましては期成会というものがございまして、これまで数々要望を重ねてきたところでございます。

国道34号線は、鳥栖市を起点として佐賀市、武雄市、諫早市などの九州の主要な都市を経由して長崎市に至る延長約137キロメートルの主要幹線道路である。また、九州における産業経済の大動脈ということで大きな役割を果たしているわけですが、この県東部に位置し、この国道34号線鳥栖一佐賀間の中央に位置しますところにこの切通交差点がございまして。この交差点には、下り車線の右折レーンに十分な滞留長がございません。そのため、佐賀東部中核工業団地への右折車による直進車障害を来し、恒常的な渋滞を繰り返しております。また、交差点より道路起点側には狭小な歩道しかございまして、ここは小・中学校の通学路に指定がなされており、子どもたちの登下校時には危険な状況があるということで、歩行者の安全確保できる歩道の整備と右折レーンの十分な滞留長の延伸というものを要望として行ってまいりました。期成会を通じての要望もやっておりましたが、以前から議員も含めて、議会の皆様からもこの要望については協力を惜しまないというお声をありがたくちょうだいいたしておりますので、ことしは国のほうに10月に要望を皆様と陳情ということで御一緒にできればというふうに思っております。

また、県道につきましては、県道整備、これは政党のほうで要望をこれまでしていただいていたということでございますが、ことしは町からの要望としてしっかり県のほうに坊所城島線の歩道の設置について要望をしていきたいと思っております。

また、神埼北茂安線についても、当然その要望を、これも期成会をつくっておりますので、県のほうに要望をしていきたいということで考えております。神埼北茂安線については、議員御承知のとおり、そういう期成会がございまして、その中でやっていきたいと思っておりますが、県道坊所城島線につきましては、町として、またこれは県のほうに要望していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

時間がございませんので、簡潔に質問をさせていただきます。

非常に、やっとな町長が陳情ということに腰を上げていただいたことには一歩前進かなと思っております。そういった中で、期成会等々には私も4年間参加をしてまいりまして、その

中でも質問は人一倍言ってきたつもりでございますが、やはり議会じゃなくて行政主導型でございますので、町長が期成会という言葉が使われますが、よその町の首長さんというんですか、期成会は別問題だと、こう考えておられる。単独での陳情が不可欠なんですよ。

34号線の問題について、今度東京に陳情というお話をされておりますが、やはり坊所城島線、神埼北茂安線、交差点等々ですね。今御案内のように、みやき町、神埼北茂安線については舗装が終わりつつございます。そうしますと、上米多のほうはでき上がっておりますが、それから九丁分までの区間は用地買収さえ手がついておりません。ぜひともそういったことを積極的に陳情をお願いしたい。そうしないと、やはり予算がない予算がないと県も言うようでございますが、予算はあるんですよ。ただ、大きくあったのが縮小された予算ですので、やはり陳情をし、力のあるところがとるんですよ。だから、ぜひともそういった行動を町長はしていただきたい。そうすることによって、34号線もしかり、小城北茂安線もしかりでございますが、交通の緩和になるであろうと、なるんですよ、これは。ぜひともそうしていただきたい。もう幾らも上峰町については用地買収は残っていませんので。

間接的に県にお願いを僕はしております。「2年後にやります」と、こう言っておられます。ところが、県の言うことは信頼されんすもんね。切通川の河川改修、平成8年に終わりますと、鳥栖土木事務所ははっきりと集落の説明会で言われておりました。ですね、やらないんですよ。そういったことを考えると、もう町長が若いから24時間頑張るという約束もしておられますので、ぜひとも県に足を運んでいただき、そういったことが一日も早くできるようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。町長よろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

以上で8番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、11時15分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6番（松田俊和君）

6番議員松田です。ひとつよろしくお願ひいたします。私のほうから3つの点について質

問をさせていただきます。

まず1番目、各種団体に対する補助金についてという名称でもって各種団体に町から補助金が出されておりますが、その見直しはいかがでしょうかということを質問いたします。

2番目においては、今度の4月から機構改革が行政側で行われております。それにおいて住民サービス面の充実度及びメリット、デメリットの面に関して問い合わせをさせていただきます。

3番目、米多浮立に対する町の支援についてといった名称におきまして、無形文化財として、行政内の——要するに内容及び支援の対応はいかがなものかについて質問させていただきます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に各種団体に対する補助金について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田俊和議員の各種団体に対する補助金についてという項目の質問要旨の、各種団体に対する町からの補助金見直しの考えはということで御質問が上がっております。お答えさせていただきます。

昨年は御承知のとおり5%ですね、各団体についても見直しを図りました。といいますのは、財政状況が大変厳しいということで、この補助金についてもかなり減額を行ってきたところでございました。しかしながら、例えば地域にお任せしている委託事業等についても、結局その少ない予算の中で余りにも住民の皆さんに過負担が生じておまして、その事業そのものを町に返すといったことが起こった場合、その維持管理費に逆に予算もかかるわけでございますので、やはり折り合いをしっかりとつけていくことが大切ということで一律5%の拡大という判断をしたところでございましたが、今後につきましても、こうした各種団体に対する町からの補助金については検討、考えをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

町長から今、平成23年度においては5%アップしたと——平成22年度と比較してですね。それを伺う前に1つの例として挙げさせていただきますが、町の体育協会に対する補助金は平成23年度は349千円、文化協会に対しては111千円、県体出場の補助金として326千円という数字が出ております。これの数字は何を基礎に補助金の金額を決められたかを、まず教えてください。

**○生涯学習課長（川原源弘君）**

まず県体出場補助金326千円ですけれども、これにつきましては強化費が1人当たり500円、そして弁当代としても同様に1人当たり500円、それとあと車借り上げという形で1台当た

り1千円というのが算定のベースになっています。そして、これの上がった根拠と申しますと、テニスと一般バレーボールとかサッカー等が、前回よりも新たに加わったという形での前回よりの62千円という考えでございまして、同じくあと県の体育協会負担金だったですかね、これにつきましては同様の36千円という形でしております。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、川原課長が答弁していただきましたが、ちょっと私の質問から外れているような感じがいたします。私は326千円という本年度の数字はわかります。けれども、要するに5年ぐらい前の数字は493,210円です、県体の出場補助金はですね。そういうふうな数字を上げられた根拠はどこにありましたかを聞いているんですけど。

#### ○生涯学習課長（川原源弘君）

済みません、5年前の数字はちょっと承知しておりませんが、この326千円につきましては、先ほど申しましたように、まず例えばバドミントンの競技の参加者が7名、したがって、1人当たり500円と申しましたように強化費が7人掛けることの500円で3,500円、それとあと弁当代が同様に7名いらっしゃいますので、それも500円で、3,500円が2つで7千円、プラスあと車の借り上げが1台当たり1千円で2台借り上げで2千円という形でそういう算定基礎がございまして、トータルで加盟団体の参加者が191名という形で強化費が95,500円、弁当代が95,500円、あと車代借り上げが43台で38千円という形でそれが累計して当初予算ベースとしては326千円の算定根拠がございまして。多分、5年前も同様な算定基礎があったかというふうに思います。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

5年前も同じ算定基礎じゃないかと言われますが、私はここに——5年前までずっと調べてきましたが、平成18年——先ほども言いましたけれども、県体の出場補助金として493,210円が出ています。削減の折にずっと減額されたのはわかりませんが、今現在、川原課長は191名が本年度出場するから、それに基づいてこの金額を立てたと言われますが、この平成18年度49万何がしの数字においては、ことしで191人の数字ですけれども、このときは300人ぐらい出られたかをまず問い合わせたいんですけど、そんなにまでは出ておられないと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○生涯学習課長（川原源弘君）

済みません、この参加人員はあんまり変わらないかと思いますが。想定数なんですけれども、この単価が今現在500円なんですけれども、これは多分1千円とか700円とかあったんじゃないかというふうな、あくまでも推測ですけれども、そういう形での記憶の範囲内です。済みません、ちょっと明確な答えが出なくて申しわけございません。

**○6番（松田俊和君）**

今、明確な答えが出ませんということですが、この返答はまた後で教えてもらいたいと思います。

それに基づいて、今、川原課長も言われましたが、県体の出場に関しての項目で例えて言わせてもらえれば、あと文化協会とかいろいろありますが、その中で191人の方が出られたその日の2日ありますが、1日でも出て弁当代500円、強化費500円、一人頭1千円の補助が出ています。けれども、失礼な例えになりますが、佐賀県の最低賃金1時間当たりは670円となっています。上峰町のスポーツを発展する町として出られた出場選手に対して、たかが1千円しか出ていないと。やっぱり文化面の発展をするがためには、その辺の補助金の内容を検討してもらおう余地はありませんでしょうか。

**○生涯学習課長（川原源弘君）**

検討の余地ということであれば、平成22年から平成23年度、5%のアップということも実際的には計上しておりますので、今後の予算の状況とか財政の回復状況を見ながら、これにつきましても幾らかでも上げることができればという形で考えておるところでございます。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、できればという話が出ましたけれども、以前にもこういうことで質問したことがあると思いますが、私が調べた内容としてですね、平成20年3月議会において元総務課長の江頭課長が、予算の計上をやむなく節減した次第であり、活動状況や内容等を検討し、今後の処置を考えますと言われていました。今現在も川原課長は考えますと言われていました。同じ考えますばかりで何の数字の改良といいですか、前進もありません。やっぱり節減とか財源がないからということでの話はわかりますが、スポーツ憲章の中にもうたわれているように、上峰を発展するがために中心になって頑張っておられる方ばかりです。やっぱりそういうところに補助金の金額を充てんすると、1億何千万円も繰越金があるような内容の中で、この辺に向けられることがやっぱり肝心かなめじゃないだろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（大川隆城君）**

答弁いかがですか。

**○町長（武廣勇平君）**

松田議員の御質問にお答えします。大変申しわけございません、少し遅くなりました。

この見直し、議員が言われる団体につきましても、先ほど申されました前の課長の発言につきましても、毎年、予算査定の際に財政を預かる課において、活動状況等を審査した上で予算をつけていくように、今後努めていきたいと思っています。

これまでも同様の厳しい査定があった上でついてきたものだと思いますが、むしろ今まで

は財政が厳しいから総枠一律に下げたという部分もあったかと思いますが、今後はその各団体の実情に応じて対応をしていかなければならない面もあるんじゃないかなろうかと、いろんな各種団体のお声を聞きながら私も思っているところがございますので、補助金のあり方については、この次の予算の査定の際に考えていきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、町長から今後の検討の状況を見て判断すると言われました。今度の県体は上峰町を中心にことしの10月15日から16日、2日間ですね、三養基郡、神埼郡、それと鳥栖市、基山町を中心に開催されます。開催地にあるべき上峰町として、先ほど言われましたように検討すると言われましたが、弁当代500円、強化費500円、たかが1千円しか出ていません。やっぱりその辺を重点的に、上峰町であるならば191の方が出られますが、それ以上にやっぱり上峰町としてもこんだけ頑張っただけ金を出したから皆さんも——金を出したからで一言で終わる部分じゃありませんが、やっぱり意欲を持てるような数字を示してもらいたいと思いますが、その辺の考えをもう一回お願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

松田議員にお答えいたします。

意欲を持てる、そういうあり方にすぐにも、直ちにやっていきたいという思いはございますが、やはりその財政的などところもしっかり見ていく必要はございます。といいますのは、やはり財政の健全化というものを先ほど申しましたように、アンケート調査が出ていました。2番目の課題として町民の皆さんが期待されていることもございますし、これが立ち行かなければ逆に住民税やら何やら税金が上がったりするような夕張市のような状況になってはいけませんので、ここはしっかりと行政の守備範囲というものを位置づけながら、しかしながら、やはり暗いばかりじゃでけん。光明をしっかりつけていくために議員のおっしゃる趣旨で、意欲が持てる予算をつけるよう努力していきたいとしかお答えできません。

#### ○6番（松田俊和君）

今、町長の答弁に対して私が伺ってもまた、財政面のことしか答えてもらえないと思えます。次のお話に行きますが、佐賀県には10市10町あります。トータルで20市町村がありますが、その中で上峰町は——こういうことを言っちゃ私も体協に関係していますもんで余り言えませんが、20市町の中で、要するに成果の得点ですね、最下位の状態にあります、現在ですね。それも、何と言ったらいいいですかね、私たちは町の中で10番目ですけども、9番目の点数の半分しかとっておりません。ということは、私の団体としての努力が足りないと言われればそれまでですが、先ほどから言っているように、やっぱり補助金がたったの1千円ということで、きつかばっかい思いして行ってもという方が中にはおられるような感じもします。それはスポーツが好きだから参加してもらっているもんで、そっちのほうの意

欲でもって191の方が来られているのは十分わかりますが、やっぱりそこの辺の考えもですね、やっぱり先ほど1時間当たりの最低賃金が670円と言いましたが、そこを例えて言えばまずいかもわかりませんが、やっぱりそこの辺も考えて、もう一度考え直して、検討をお願いしたいと思います。

以上でこの項目の質問は終わります。以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。

機構改革について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田議員の機構改革について、機構改革後の住民サービス面充実度はどういうことで御質問が上がっております。端的に申し上げまして、ことしの4月から機構改革を行いましたけれども、1点わかりやすくお伝えできる点を申し上げます。

係に人を充てることができた。これまで係長というポストはあるものの、係員がないというような部署がございましたけれども、ここに統廃合をすることで人を充てられたと、厚くできたということが、ひいては住民の皆様のサービスを維持することができたというふうに理解しておりまして、これがなければ大変な状況になっていただろうというふうには私は考えています。今御承知のとおり、各課課長も含めたところで役割分担しているんだということで、係以下に人を充てられたから底が厚くなったというのは、ちょっと現状と認識として乖離があるんじゃないかというような御指摘が出てきそうでございますが、やはり課長、副課長に役割分担といっても同等、同列の職員がいるということが、本当に職員の仕事の分担としてはやりやすいという面はあると私は思っておりまして、そこに人が充てられたということは、ひいては住民サービスの維持というところでいってもメリットとしてお伝えしているんじゃないかかと思っております。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、町長からメリットの件に関して発表されました。その中で、今度の4月から機構改革をされた——指名して失礼ですが、振興課及び健康福祉課の課長として2人おられますが、そこの辺の課長の方にお尋ねをさせていただきます。

以上です。

**○振興課長（江崎文男君）**

振興課といたしましては、4月に機構改革がありまして、元建設課、それと産業商工課と一緒に振興課という中で——済みません、農業委員会も含めまして振興課という形で行っております。幸い中身の事業、事務的には、おかげさまで産業商工及び農業委員会等については、メンバーとも変わっておりません。仕事内容につきましても継続的なものがご

ざいますので、今のところ仕事面につきましては、部下に対しては非常によくやっていると思っております。また、建設課に至っては先ほど町長も言いましたとおり、建設係につきましては、担当を1人置くことができたという面もありますので、それも先ほど言いましたとおり、仕事の、事務的には今のところスムーズにいつているかと思ひます。

ただ、私個人としては、今まで建設課だけを見ておったものが産業商工係、それと農業委員会を含めたところで私おりますけれども、何せ1人の身ですので、なかなかそういうふうな面の、私個人の仕事面に対して行き届くところがやはり昔よりも視野的には少なくなったかに思ひます。それについては、部下に対して非常に申しわけないと思ひています。それが住民に対しても住民サービスの低下と言われればそれまでですけれども、今後は視野を広く持って、部下に対しても一生懸命指導をしていきたいと思ひているところでございます。

以上です。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

今現在、健康福祉課ということになっておるんですけれども、以前は健康増進課と福祉課ということになって2課ありました。その部分で2課統合になりましたけれども、人員的には福祉課のほうが1名減になっておるんですけれども、今の健康福祉課——以前の福祉課と健康増進課というのがある意味同じような内容の仕事もありまして、逆に福祉課の職員——今の福祉係なんですけれども、そちらのほうが今の健康増進係——そちらの職員のほうの手助けもたまにはできているかなと思ひております。そういう意味では同じ課に統合をしたということで、連携がうまくいつているかなと思ひております。

私ごとなんですけれども、一応2つの課が統合ということで、以前、社会福祉協議会の常務理事という立場がありましたけれども、その常務理事の立場を解任していただきまして、今の健康福祉課のほうに専任ができております。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

2人の方から発表していただきましたが、私としては以前も何遍も言ひまして、昨日も寺崎議員から質問があつてはりましたが、仕事の内容として協働性——要するに協調性を図つてもらっているのかを伺つておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○議長（大川隆城君）

議員にお尋ねします。今のはまたそれぞれ各課の課長にということでしょうか。

#### ○6番（松田俊和君） 続

いいえ、町長で結構です。

#### ○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の、職場内のことだと思ひますが、協働ができているかということにつきましては、今、振興課長、健康福祉課長申しましたとおり、当然統廃合したことによって業務

量も多くなりますし、所管の範囲というものも拡大されました。当然責任も重くなり、目が行き届かなくなるという状況も出てきておりますが、これが実は恐らく私の言う、この少ない人数の中でみんなが努力している生の声だということで御理解いただきたいと思います。

そして同時に、今振興課長申しましたように、今後そういう職責を果たすべく努力していきたいという声もありましたけれども、より一層連携、協働、そして振興課——ことし健康福祉課が統廃合された上でどういう課長としての務めを果たすべきかというのは、その課の中で分担も出てくると思いますし、課長の役割も1年たてば大分見えてくるというところもありましようから、今後協働は進んでくるというふうに先ほど聞きながら思っていたところです。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

私が今、連携及び協働性に関して質問しました。その中で私の前の吉富議員さんから、いろいろ役場内のことに対して質問があっていましたが、やっぱり協働性をとるとともに、やっぱり町民の皆様サービス面の向上が一番役割と思います。やっぱりそこを目安に協働性をとっていただいて、役割の分担をちゃんとしていただいて、上峰町の役場に行ったら楽しいよではちょっとつまりませんが、役に立ちますよと言われるぐらいの立場に立って作業を進めてもらいたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

米多浮立に対する町の支援について執行部の答弁を求めます。

#### ○文化課長（原田大介君）

それでは、松田議員の米多浮立に対する町の支援についてという質問に、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、無形文化財としての行事内容ということですが、御承知のとおり、米多浮立は佐賀県重要無形民俗文化財に、昭和47年3月に指定をされております。現在、米多浮立保存会が中心となりまして、前牟田地区の皆様御協力によって2年に一度、10月25日に近い土曜日、日曜日の2日間にわたって老松神社の秋祭りに御豊穰を感謝するお祭りとして奉納をされているところでございます。保存会の年間の行事の内容といたしますと、ことしの奉納年を例にとってみますと、4月にまず第1回目の役員会を開かれております。それで役員会に世話人という方を加えられて、出演者の把握を目的に役員世話人会というのを、8月に第1回目の会合を開かれます。現在9月ですが、各地区の世話人の方々によって出演者の取りまとめが行われているところでございます。今年につきましては、10月2日に太鼓おろしということで老松神社から道具類を出されまして、いよいよこの日から練習が始まってまいりまして、

10月16日衣装合わせ、総練習に入ります。それから10月22日、23日の土曜日、日曜日におくんだり、おのぼりの奉納がされるというスケジュールになっております。

以上が大体奉納年の活動内容ですが、先ほども申しましたとおり、2年に一度の奉納になっております。奉納のない年につきましては、保存会のほうにおかれまして、道具類の修理、整備などに御尽力されているところでございます。

このほかに毎年10月ごろなんですけど、中学校の総合的な学習の時間ということで、10月一月ぐらいかけて4週間、4回ほど会長さん、それから各役員の方々による授業といひますか、講義がされているところでございます。

保存会の奉納にかかわる以外のその他の活動としましては、米多浮立の公開事業に積極的に取り組んで出されております。県内外で行われる各種民俗芸能関係のイベントにこれまでたびたび出演されておりますが、主なものを御紹介いたしますと、昭和47年、九州民俗芸能大会、大分県湯布院町で開催されております、この大会に出場されております。昭和49年にはNHKふるさとの歌まつりに、佐賀市で行われておりますが、出場されております。平成3年4月には第43回佐賀県植樹祭のイベント出演ということで、現在の五万ヶ池の駐車場のところで演舞がされております。平成8年には世界焔の博覧会のイベント出演ということで、有田町と神埼町、吉野ヶ里町の会場でそれぞれ披露されているところでございます。それから、平成8年、同じ年ですが、佐賀県の民俗芸能まつり、これは神埼町で開催されております、これにも出演されております。それから、平成15年の3月、平成14年度の事業ですが、第3回全国地域伝統芸能まつりというのが東京のNHKホールで開催されておまして、こちらのほうにも出場されております。それから、平成18年には佐賀市の堀江神社で行われました玄蕃一流天衝舞浮立450周年記念祭にも出演されております。それから、一番新しいところでは平成20年10月に第11回鹿島伝統芸能フェスティバルに出演されております。

このように、奉納がない年等でもいろいろとこういったイベントの出演の活動をされているところなんです。教育委員会にこういったイベントの出演依頼があった場合、保存会のほうに出演の意向を打診して保存会で検討していただいておりますが、子供から大人まで出場者がある米多浮立ですので、最低でも五、六十人の団体での参加となります。特に近年では議員さんは御承知のとおり、町の補助、主催者の負担金だけでは経費の面で現実的に厳しい状況にあるということも事実でございます。

これに対しまして、町の支援対策ということでございますが、米多浮立は本町を代表する民俗芸能ということでありまして、町としても精いっぱい支援をさせていただいているところでございます。経費の面からいいますと、まず年間の補助を米多浮立保存会には通年行ってまいりまして、平成5年ごろからの実績を申し上げますと、平成5年ごろまでは打つ年打たない年関係なく、100千円程度の補助を行ってまいりました。平成9年に奉納年に250千円、平成10年にはまた100千円、平成11年に250千円ということで、このころから奉納年に250千

円、それから、非奉納年に150千円という金額を基本的な補助として行ってきております。それに加えて、平成13年には映像記録保存事業というものを実施しまして、その際にはいろいろと付加的なものがございましたので、1,735千円の補助をさせていただいております。平成14年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、NHKの出場等ありましたもので、その出場にかかる経費、それから旅費を含みますが、1,630千円ほど補助をさせていただいております。その後また平成15年以降は奉納年で250千円の補助をさせていただいておりましたが、平成16年から非奉納年の150千円の70%ということで、105千円の支出となっております。平成17年度につきましても、250千円の70%の支出ということで、当初補助金の予算措置をしておりましたが、保存会のほうから要望がありまして、平成17年度につきましては375千円の補助を行っております。また、平成18年度の非奉納年につきましては105千円、平成19年度の奉納年につきましては175千円、平成20年度は105千円、平成21年度につきましては158千円の補助金に、848千円の地域活性化交付金事業を活用しました備品購入事業をさせていただいております。平成22年度の非奉納年につきましては105千円、本年度につきましては、先ほど来町長から御紹介があつておりましたが、5%上乘せさせていただきまして、184千円の補助を行っていきたいと考えているところでございます。

また、この町の補助金とは別に佐賀県より県指定文化財の維持管理委託ということで、当初は120千円、平成10年度から122,330円の委託金が毎年保存会に支払われておりましたが、これも県の財政事情の都合で平成20年度で打ち切りとなっております。特に経費の面ではこのように現状では必ずしも満足できるような状況ではありません。しかし、保存会では平成13年度には映像記録事業を契機に出演者が少ないと言われておりましたので、上分下分合同で奉納を行っていくというような参加者の確保にも取り組まれております。平成21年度には地域活性化臨時交付金事業として、より多くの子供たちが浮立に参加できるよう、子供たちの衣装の備品整備等を行っております。

今後も財政の状況が許す範囲で、できる限りの支援を行っていきたいと考えております。

その財政面以外での支援としましては、先ほども触れましたけれども、機会があるごとに町としましては広報活動に努めているところでございます。平成13年度には映像記録保存事業を行いました。これをきっかけに平成14年度の、先ほど申しましたNHKの地域伝統芸能まつりに出演したという経緯がございますが、これもPR支援の成果の一環ではないかと思っております。米多浮立の奉納に当たりましては、PRとしましては町の広報誌、あと区町例会での御披露、それからポスターを、JR吉野ヶ里駅と中原駅には張らせていただいております。それから各種報道機関への取材と、それからPRのお願いの通知もさせていただいております。今度の奉納に当たりましては、これに加えてポスターを、手づくりになるかと思いますが、各地区の掲示板にもぜひ張らせていただきたいと。それと、町のホームページのほうでも御紹介をさせていただきたいと考えております。

それから、ことしは試みでございますが、インターネット上でイベントを配信する会社がございまして、そちらのほうへ情報を提供してございまして、現在、米多浮立ということでイベント検索をしていただきますと、十数件のサイトのほうでそういった記事が見れるようなこともやらせていただいております。

以上が米多浮立の保存会の事業内容と町の支援の概要でございます。

**○6番（松田俊和君）**

詳しい説明ありがとうございました。

その中で本年度、平成23年度の予算が上げられていますが、その数字は184千円となっております。この数字は町長として多いか少ないか、端的にお答えをお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

松田議員の御質問でございますが、これはよく米多浮立に携わる役員の方とも話すんですが、ちょうど10年、15年ぐらい前の話をよくされるんです。そのころは活動が割と盛んであったということでした。その時期の予算を見ますと、250千円だったりするわけですね。そうした意味ではそのころと比べて少ないというふうには思います。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

町長から少ないという返事をいただきまして、それを十分覚えておきます。

前牟田地区の全戸数330軒あります。そこから各戸1軒当たり1千円を抜いて330千円をプラスされてこの費用に充てておられます。ということは180千円と330千円足せば幾らになるかはすぐわかりますが、それでは不足です、正直に言いますね。やっぱりその辺を——ちょっともう昼になりましたからこういうこと言っちゃ失礼ですが、昼からのまた質問にさせていただきますが、その辺をもう一回答弁を、要するに少ないと言われましたが、妥当な線はどれくらいなのか、その辺をもう一回繰り返し質問して、よろしく願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

お諮りをいたします。6番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

**○議長（大川隆城君）**

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番議員の第3番目の質問に対して、執行部の答弁から求めていきます。執行部の答弁をお願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田議員のお尋ねでございました。米多浮立に対する町の支援として、大変この補助金が減額されてきている中、どう考えるかということでもあります。

先ほどの繰り返しになりますが、平成9年、11年等を見ながら、15年もそうですね、250千円という補助がなされていますけれども、今の105千円から比べると高いなと思いますし、平成22年は9年あたりから比べると少ないなと思います。

今後、町の当初予算を策定するに当たり、議員からのお声があったことを十分反映していきたいと、そのように考えてまいります。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

補助金の検討に関しては十分お願いをいたしまして、次の内容に移らせていただきます。

先日、原田議員から活気あるまちづくりという題名でもって質問がありました。その活気あるまちづくりという点において、上峰の米多浮立というのは佐賀県の無形文化財の18件申請されていて、14番目に米多浮立が申請されています。その辺は原田課長からも言われましたが、昭和43年、もう何年前になりますかね、50年ぐらい前になりますかね。そういうふうな名勝高い、すばらしき文化だったと思います。

その中で、原田議員からもありましたが、キャラクターという名称でもって上峰の意味づくりをしようじゃないかというふうな意見がありましたが、私も役場の1階の正面玄関、1階の右側には壁に大きい米多浮立の絵といますか、写真といますか、何ていうのかちよつとはっきりわかりませんが、焼き物が残されています。そして、高速道路を見てもらえればわかりますが、上峰町という町の名前の横には米多浮立のマークが入っています。

そういうふうに、やっぱり米多浮立というのは上峰としても名のある米多浮立だと思いますが、その辺のキャラクターに関してお願い方々質問をさせていただきますが、その辺の検討はいかがでしょうか。

**○文化課長（原田大介君）**

それでは、米多浮立のキャラクターということについてという御質問でございますが、私どものふるさと学館を開館する際に、ふるさと学館のキャラクターとしててんりゅうくんというのを策定といますか、つくらせていただいております。これがてんりゅうくんなんです。後で議員さんの各席にお話ししたいと思っております、済みません。これを事あるごとに印刷物等には添付して、外に発信していくようには努力をしております。

これが平成11年ごろから5年間ぐらい、史跡見て歩きという事業をやってまいりました。スタンプラリーなんです、そのときに参加賞として配りましたてんりゅうくんのキーホル

ダーでございます。こういったことで、折につけ教育委員会、町としましては米多浮立、それから、ひいては上峰町のPRということで、このてんりゅうくんをキャラクターとして行っております。

それと、これは平成15年3月、14年のNHKホールに出場しましたときに、NHKのホールのほうで展示ブースがあるということで、そのときに作成しました町のポスターですが、これにつきましても米多浮立を全面的に取り上げてPRに努めております。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、原田課長からすばらしき返答をいただきまして、喜んでおる次第でございます。まして、上峰のこの米多浮立に関して、ここに行政の方、管理職の方ばかりですけれども、米多浮立に関して担当される課が3人もおられるということがまずうれしい点でありまして、まず、先ほど原田課長からは答弁していただきましたので除きますが、あと2人、教育長と教育課長さんに米多浮立の今後についての見解をよろしくお願いいたします。

#### ○教育課長（小野清人君）

松田議員の御質問でございますが、教育課長としましては小中学校、生徒児童たくさんおります。米多からの人間もたくさんおりますので、その辺のところに啓蒙普及をして、永代までずっとつながるような文化財として残していきたいと思っております。

以上です。

#### ○教育長（吉田 茂君）

表明させていただきます。

課長も申し上げましたとおり、子供たちには小学校の時代からなるだけ時間がとれるように学校長にもお願いをしております、本番には練習に十分に参加できるようにいたしております。

それから、中学校につきましては、総合学習のところで皆さんたち、米多の地域の方に来ていただいて御指導いただいたり、あるいは、こちらから出向いて実際に現場のところで練習をさせていただいて、なおかつ文化祭のときに発表するというぐあいなスタンスをとっております。

そのように、私も高く評価しております。かつこの天衝舞はプライベートにも私は、文化には大変興味がありまして、市川の天衝舞と全く同等の資格を持っているということを知り及んでいます。

御存じだと思いますけど、古湯の市川には大きな、うちのふるさと学館に対応するようなスタイルで、それは天衝舞だけ取り上げた資料館がございます。いずれ、やはりこんなに貴重な文化財が私どもの町にあるということ、町民みんなが誇りに思えるように、いろんなチャンスを使って、町民の一人一人へ伝達していくように教育委員会としてももっていき

いと、そう思います。

**○6番（松田俊和君）**

強力なる協力をよろしくお願いいたします。

最後に質問ですが、今回といいますか、ことしの米多浮立は10月22日から23日、2日間あります。朝早くからですけれども、ここで管理職の方はいっぱいおられますが、町の職員として、ぜひ米多浮立を見に参加していただきたいと思いますが、町長のそこら辺の回答を受けて、この質問を終わります。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

6番松田議員のお尋ねでございますが、米多浮立が来月の22日、23日に開催されるということで、私は必ず参りたいと思っておりますし、米多浮立に愛着を感じている職員は必ず出席されると思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

以上で6番松田議員の質問が終わりました。

次に進みます。

**○7番（岡 光廣君）**

皆さんこんにちは。今回、質問事項として2項目、まちづくりについて御質問させていただきます。

特に現在、今までの一般質問の中にもちょっと一部触れてありましたけれども、第四次総合計画ですか、これが要するに町民に対するアンケート調査もして、その分の取りまとめがある程度できているようですので、私は今後の上峰町、あすへのまちづくり、これからの行政施策等についてということと、2番目に生活環境の整備、これを重点的に進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問の内容を申し上げます。

質問事項、上峰町、あすへのまちづくり、これからの行政施策等について、1つ、今後の農業施策等についてということで、①として、地下水位制御システム「フォアス」導入による活用状況と効果及び今後の計画についてお尋ねしてまいります。②番目として、準農家制度の創設、農業に意欲のある町民に農地を貸し出す施策についてお伺いを申し上げていきたいと思っております。

大きく2番目に、商工業の振興施策についてということで、①堀川産業跡地の活用状況と企業誘致の進展状況、今後の対応についてお伺いしてまいります。②即戦力工業団地（県認定）ということで、現在の進捗状況と今後の計画、これは皆さん方御存じのとおり、切通地区と井手口地区についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

それから、2番目の生活環境の整備、①として、県道神埼北茂安線の工事進捗状況と今後の計画について、②県道坊所城島線、町民センターから加茂交差点間の西側歩道設置について、③として、大字堤地区、圃場整備区域内農道の町管理計画について、この件につきましては、特に今回、町道認定等がいろいろ出てきておりますけれども、それに関連したことを加えて質問を申し上げていきたいと思っております。④安全・安心なまちづくりの防犯灯設置についてということで質問してまいりますので、簡潔な回答をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

それではまず最初に、上峰町、あすへのまちづくり、これからの行政施策についてということで、その中の今後の農業施策についてという質問に対して執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、地下水位制御システム「フォアス」導入による活用状況と効果及び今後の計画につきまして答弁申し上げます。

本町のフォアス導入につきましては、平成17年に八枚地区におきまして約300平米の試験田によるものが最初のフォアス導入であります。事業といたしましては、平成20年度地域活性化生活対策事業の全額国費により事業費4,956千円、面積2万420平米を九丁分地区において行っているところでございます。

このフォアスにつきましては、湿害、干ばつにかかわらず常に地下水を設定高で維持するシステムでございます。従来、水管理につきましては、圃場内部を確認して水位、水量を確認していましたが、導入後につきましては、このフォアスに対しては農道沿いにあります水位管理機の表示を確認するだけで済み、効率化が図られているところでございます。

収量につきましては、今、町においては小麦の収量の資料しかございませんけれども、約28%ほどの増収と聞き及んでいるところでございます。

さらに、平成22年7月に大雨による大豆の発芽不良であって、町内全域がまき直しをした際にも、当該施行地区については排水がよく被害を免れたという経緯もございます。

今後の計画でございますけれども、平成20年度の導入に際しては国の全額補助ということで活用したわけでございますが、このフォアスにつきましては今現在、1メーカーの特許製品ということでコスト的にどうなのか、今後につきましては、今現在やっています暗渠排水の年数がたって、機能低下をしていく際には暗渠排水とフォアスとの比較検討もしていく必要があるかと思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

ありがとうございました。

それでは、第1番目に現在、フォアスシステムが施行されておりますけれども、現在の施

行の内容に若干触れていただきたいと思いますので、簡単に結構でございます、施行内容をよろしく願い申し上げたいと思います。

○振興課長（江崎文男君）

フォアスについてですけれども、先ほど施行内容という御質問だったんですけれども、実はこのフォアスにつきましては、補助対象ということで経営体育成事業という中でフォアスの認定的な事業として今、国のほうも認めてはおるんですけれども、何せ先ほど言いました1メーカーの特許ということで事業費も暗渠排水に対して高うございます。

そういう面から、若干この事業等においてフォアスにつきましても、幾つかの市町が導入はされていますけれども、先ほど申し上げました理由等により、なかなか進んでいないといえますか、そういう中で、先ほど言いました上峰町においても、今現在、佐賀県では先ほど言いました上峰町の九丁分地区、もしくは試験田でありました八枚地区にとどまっているところでございます。

そういう中で、国の取り組みなんですけれども、九州沖縄農業研究センターにおきまして、平成23年度よりフォアスの有効状況にて研究を行っているところでございます。それに基づき、国といたしましては、5カ年で暗渠排水との比較、干拓地、クリーク地帯などの圃場の状況で効果的に実証実験を今後5年間で行っていくと、その実証実験に基づいて、その補助の根拠を検証する予定ということ聞き及んでおります。

そういうふうな中で、実証実験によって、このフォアスに対しての効果的なものが認められれば、今以上の、そういうふうなフォアスを補助事業の中で取り組む市町県等があらわれるかと思っているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

施行内容については、ただいまお願いしましたけれども、具体的なことは十分触れていただけなかったようでございます。ただ、このフォアス導入によっていろんな効果が出ているということで、先ほど第1段階として、小麦の収量ということで非常に小麦の収量については普通の一般田と比較して28%の増量ということで、非常に単年度でありますけれども、いい結果が出ているようであります。

それから、特にこの施設内についての効果については、非常に大豆の大雨のときに排水が非常によかったということで上げられております。もちろん、このフォアスシステムの中においては、注水設備、水位調整を組み合わせれば、非常に作物に対して効果があるということで、湿田等におきましても乾田下にある作業能率のアップということで、非常に排水環境にも恵まれているということ言われておるわけですが、今後、先ほど課長のほうから申されました、この補助対象5年間ということが今、国としても進められているようでもありますけれども、現在施行している箇所です利用しているのは、作物として現在は水稻を作付

されているということを知り及んでおりますので、このシステムをどのような方向で利用されているか、その辺を一応端のほうの制御だけでされているということをお聞きしておりますけれども、作物の成長過程によって、その水位調整がどのように、そこまでされているかどうかということをお聞きしたいと思います。

**○振興課長（江崎文男君）**

実は、このフォアスにつきましては私、申しわけないんですけども、なかなか——本当のことを言いますと、この質疑が来て初めて私、現場の九丁分地区ですけれども、行きまして、その内容を知ったわけでございます。

それと、取り寄せました資料等を見ますと、先ほど言いました米、大豆、麦だけではなく、施設園芸についても非常に、これについて見ますと、それをすることによって効果があるんじゃないかと思っているところでございます。だから、今後につきましては、そのような米、麦、大豆だけじゃなくて、これを取り入れることによって施設園芸についても効果的なものがあらわれるかと思っております。

ただ、先ほど言いましたとおり、コスト面で非常に暗渠排水に比べると高うございます。そういう中で今後どういうふうな目的で使うのか、どういうふうな目的によって増収があらわれるのか、そういうところが、先ほど私申し上げました国のほうでの5年間の実証実験だと思います。よって、その実験の結果によっては、本町においても先ほど言いました今度暗渠排水との整合性といいますか、比較検討をする価値はあるかと思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

今回、フォアシステムを質問として取り上げておりますのは、非常にこのフォアシステムは圃場全体の水位を制御することができるということが1ついい点ということで、乾湿害を防ぎ、田畑輪換も容易になるということで強く表のほうに出されております。

それで、いかにしてその水田を有効に活用していくかということで具体的に入っていきわけですけども、ただいま課長のほうからの御答弁がありましたとおりに、現在はもういろんな面で、要するにその野菜関係にまでずっと展開を現在されてきているわけでございますけれども、もし、現在は米、麦、大豆という作物をシステム導入されたところをつくっておられますけれども、これ以外に、例えば、施設園芸面で例えば軟弱野菜をつくりたいとか、要するに作物に応じた、このシステムを利用してつくりたいという状況が発生した、もし出てきた場合は、町としてどのようなお考えで対応されるか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

**○振興課長（江崎文男君）**

今後につきましてはなんですけども、私、回答が重複するようになるかもしれませんが、まず、その5年間の実証実験ですね。それを見据えたところでの今後の計画になるか

と思います。

ただ、私、個人的に申し上げますと、圃場整備地区の田んぼだけじゃなくて西峰地区の畑地帯ですね、ああいうところに、このフォアスが使われたらなということは思っております。ただ、あそこにつきましては今現在、パイプライン等の水の施設がございません。このフォアスにつきましては、あくまでも今現在、圃場の中にあるパイプラインとの結合に接続したところでの水位調整という形になっているかと思います。

そういう中で、西峰地区におきまして、もしそのような水管理的なものができれば、これはこの方法によって西峰地区の畑地帯についても今後検討するものができるかというように思っているところでございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

ただいま申し上げましたとおりに、ちょっとほかの分についてはまだ実証試験が具体的に出てから検討したいというような表現で回答されましたけれども、もちろん、水田に限らず畑作も十分効果があるというふうに言われております。

実は、このシステムがスタートした時点で、宮城県の仙台ですか、宮城県のほうに特に行ってきたわけですがけれども、ここを開発された方が要するに圃場整備が実はスタートしたわけですね。それで上峰町におきましては、佐賀県でも2番目に圃場整備が早くスタートしたと言われて、非常に農業関係については先に進んでおるところでございます。その中で用水関係の視察関係ということで、特にここに行ったのが、この開発された方がその圃場整備をしたときの弾丸排水ですか、これをスタートして、いろんな排水関係とか用水関係のほうにずっと開発が進んでいったということを知り及んでおるわけですがけれども、そういう意味合いにおいて、特に今回のこのシステムを利用することによって、もちろんいろんな作物に利用できる方向に展開すれば、非常に今現在、各農家とも減反を強いられて非常に多くの減反をされてきているということで、最近、その圃場を見ても作物を作付されないところも時々見受けられる状態が実は発生しているわけですがけれども、特に町長さんもちょっとこの間のあれから言われているとおりに、農業の振興策として、とにかく地産地消の取り組みを進めていかなければいけないということを取り上げられております。

そういうことで、こういうふうなシステム等も利用しながら、行政のトップとして農業振興策を総合的にどのようにお考えであるか、まず町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

7番岡議員のお尋ねですが、農業の振興について、こうしたフォアス導入も含めたところでどのように総合的に考えていくかということでお尋ねがございました。

私、このフォアスの状況と効果という今、資料を見ておりましたけれども、収量につきましても上がっておりますし、大変効果があるものだと思います。また、施設園芸等にも対応

できるシステムということで、補助があった中での申請がなされ、これが今、町内、八枚地区、九丁分地区に導入されているということでしょうが、大変効果のある有益なシステムだと思っております。

今後、町が先ほど吉富議員のほうからもございました、農業については。どういう農業振興を後方支援していくかという視点で申しますと、やはり省力化につながるような支援のあり方が一つ大切ではなかろうかというふうに思います。その際に、いろんな御意見を聞きながら、私も知見を広めて、その中で、町の財政でできる範囲で支援をしていきたいと思っておりますので、そういう姿勢だということだけお伝えさせていただいて、いろいろ御指導を今度とも仰げればと思っております。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

はい、ありがとうございます。

このフォアスシステムについてはまだスタート時点であるということで、非常に効果というのはなかなか1年、2年重ねてしなければ、いろんな作物の効果が出てこないということももちろんあるというふうに思います。せつかくこのような補助事業にのって、私たちとしても非常にいいシステムというふうに思っておりますので、行政としても有効活用をできるだけ、作物ごとにお互い、要するに農家のほうと連携をとりながら、いい形で農業振興のほうにまず役立てていただきたいということをお願いするわけでございます。

それで、特にいろんな面から見て、やはり今のところ具体的に、現時点ではどのようにしていくということは町長さんも非常に明確に答えていただけませんけれども、米、麦、大豆ということで、これだけは現在、そのフォアスシステムにしたところでは、実はつくられておるわけですが、これが2年目、3年目というふうなことで、いろんなところが研究されて、結果を見て農業振興の一助にしていきたいということをお願いするところでございます。

今後、もしいろんな面でこのフォアスシステムを導入してやりたいということであれば、いろんな補助事業でもしのせることができるとするならば、その辺を行政側としても研究して、できるだけその一助にしていきたいというふうに思っておりますので、今後の姿勢をお聞きして、この項については終わりたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

7番岡議員のお尋ねでございましたが、フォアスシステムの導入についての補助金の研究等は必ずやってまいります。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

次に、準農家制度の創設、農業に意欲がある町民に農地を貸し出す施策について、執行部

の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

準農家制度の創設、農業に意欲がある町民に農地を貸し出す施策については答弁をいたします。

新規に就農する場合、農地法により耕作面積、下限50アール、5反と定められております。ただし、地域の実情に応じて農業委員会が農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を告示することで下限を1反、10アールまで変更することができるようになっております。

佐賀県では太良町、佐賀市の三瀬村の山間部において圃場面積が狭いということで下限面積を30アール、3反にしている市町がございます。

準農家制度につきましては、先ほど述べました農地法の下限面積等の関係で、今までは農業者でないと借りにくかった小規模農地を借りやすくするという目的で準農家制度があると認識しているところでございます。

本町において、特定農地貸し付けということで、三上地区にふれあい農園の取り組みを行っているところでございます。平成15年度につきましては、1区間20平米の農地を30区画、24名の方へ貸し出しをしております。

この準農家制度を考えてみますと、農業の中間層への道を開き、遊休農地の解消と食糧の自給率向上に向け評価するものであります。しかし、町におきましては農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想を見直す必要がございます。よって、今後においてはいろいろな関係者と、このことにつきましては意見を聞いていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○7番（岡 光廣君）

御答弁ありがとうございます。準農家制度については説明していただきましたので、ダブっては一応聞きませんが、現在、なぜ今回、この準農家制度の創設ということをお質問したかということは、非農家の方が農地を借りることができないかという御意見が一つあったわけです。その中で、要するに今、農地法の問題等も言われましたけれども、ある新聞、何カ所か、大阪府の問題ともう一つ、この制度を利用しているところが実はあるわけですね。

現在、上峰町におきましても、できるだけ農地を有効に利用したいということで、その第一段階としてふれあい農園ということで、もう相当前をお願いして行政のほうは農業委員会のほうとも一応相談もしていただいたというふうに思いますけれども、実現できたわけですね。

そういうことで、まず小規模的に、例えば現時点では3アールから30アールぐらいまでは可能ということで、そこで行政のところで協議して可能ということで、条件はもちろんありますけれども、そういうことが言われておりますけれども、今後、農地法の問題もありますけれども、今、社会的に高齢化になってきているということで、現在のその大規模経営の間

題等、そういうバランス的にはいろんな問題等もあるというふうに思いますけれども、今後、これが例えば、よそは30アールぐらいまでということになっておりますけれども、上峰町として、この分を十分検討していくお気持ちをまずお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほど私の答弁の中で、ふれあい農園という言葉が発しましたけれども、一般的に準農家とふれあい農園の違いというものがございます。確かに、面積的なものもございましょうし、市民農園、ふれあい農園等につきましては、要は市場とか、そのようなところには出荷されないと、営利目的にはされないという一つの大きな違いがございまして、ただし、準農家につきましては、それはあくまでも出荷もできますし、営利目的としてすることがございます。

まず、準農家制度なんですけれども、準農家制度につきましては、先ほどと重複しますが、まず小規模な農地を継続的に耕作し、農産物の販売を目指す新規参入者のことをいい、準農家候補者が借款——貸し借りですね——による農地の利用権設定を受けたとき準農家となりますという決め事がございまして、これにつきましては、平成5年に農業経営基盤強化促進法というものができまして、それによって農地法を今まで農地法に網がかぶっていたものをこの法律で和らげようと、皆さんにそのような形でだれでも農業就農者として認定していこうと、そのような形で平成5年にできたものが、先ほど言いました農業経営基盤強化促進法でございまして。

よって、あくまでも農地法にとらわれなくて、この法律によって本町においても実際、その準農家制度というのはできます。ただし、本町の場合においては、この平成5年に行いました農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものをつくっております。これにつきましては、最新には平成22年6月に改正しておりますけれども、あくまでも上峰町は、先ほど言いました農業経営基盤に関する基本的な構想に基づいて今、農業をしているものでありまして、そのような準農家制度をするということになりますと、先ほど御説明申し上げましたとおり、この中で、そのようなことをまずうたうという形になっていきます。だから、本町においても先ほど説明がありました大阪府、またはあと一つ市町がしていますけれども、そのようなところについては、あくまでもうちの上峰町の決め事としてできるようにはなっておりますので、今後はいろいろな方々と話をしながら、その新就農者の養成というものを前提に置きながらしていくことも一つの遊休農地等の解消、先ほど言いました食糧自給率等の向上につながれば、そのような形もとっていかねばならないかと思っておりますのでございます。

また、県においても新規就農者の確保、育成ということで非常に力を入れられておられます。4年間の行程という形で、要するに新規就農者をつくらうということで進められておるところでございまして。ただ、本町におきましては、過去の新規就農者の推移を見ますと、約

10年間で11名ほどの新規就農者という方々がおられます。ただ、その方々については調べますと、ほとんどが家族の方、息子さんとか、そういう方々が新規就農者という形になっておられますので、ただ、それは今までそういうふうな受け皿がないことによるその数少ない就農者になっていることも事実だと思いますので、今後はそのようなことで総合的に考えて進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

この準農家制度についてということで、基本的には先ほども言われておりますとおり、遊休農地の解消と農業生産に意欲ある町民に対する貸し付けと、要するにお持ちであれば、貸し付けるといふような感じで今回質問しているわけですが、現在のその町内の状況を見てみますと、非常に非農家の方が小規模的に作物をつくって、例えば道の駅とかなんとかに出される人も非常に出てきているということで、非常に農業に対する魅力を感じておられる方も出てきているんじゃないかと、見渡した状況においてですね。

そういうことで、できればいろんな関係機関と協議を進めながら、問題は土地の貸し借りの問題が今現在の状況を見てみますと、やはり、圃場整備区域については非常に農地公社を通して貸し借りをしているというふうなケースがあるわけですが、やはり個人的な貸し借りじゃなくて、例えば行政を窓口として貸借ができるというような方法が一番ベターというふうに思っておりますので、その辺の最終的な質問になるというふうに思いますけれども、この制度をできるだけ実現できる方向で、行政が窓口になってできる方法を検討していきたいというふうに要望いたしますけれども、最後の質問になるというふうに思いますけれども、今後の取り組みをお聞かせをお願いして終わりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

#### ○振興課長（江崎文男君）

この準農家制度につきましては、まだまだいろいろな問題点もあると聞き及んでおります。しかしながら、先ほどから申し上げましたとおり、遊休農地の有効利用、食物の自給率の向上等を見合わせながら、この施策については前向きに検討していきたいと思っております。それによつては関係各位と皆様方の、またいろいろな御意見をお聞かせ願って進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

商工業の振興施策についての中で、まず最初に堀川産業跡地の活用状況と企業誘致の進展状況、そして、今後の対応について、執行部の答弁を求めます。

#### ○企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。上峰町、あすへのまちづくり、これからの行政施策等についての2番目の商工業の振興施策について、その①堀川産業跡地の活用状況と企業誘致の進展状況、今後の対応ということで岡議員より御質問いただいております。

まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この中で跡地の活用状況でございますが、鳥栖土木事務所から堀川跡地の土地の借り受けのお話をいただきまして、協議を経まして、本年4月20日から7月19日までの3カ月間、県の公共工事を受注する建設会社に残土の仮置き場として、跡地のうち3,000平米の土地の貸し付けを行っております。それで、貸付料としましては月額84千円、3カ月で252千円をいただいております。

その3カ月が経過しました後、鳥栖土木事務所のほうから再度お話をいただきまして、協議をまた行いまして、8月1日から10月31日までの3カ月間、今回は鳥栖土木事務所のほうに直接に同じ使用目的、それから面積、金額ということでの貸し付けを行っているところでございます。

次に、この跡地への企業誘致につきましてでございますけれども、今現在の冷え切った経済情勢ということもございまして、なかなか皆様方に御報告できるような状況にはいまだに至っておりません。今後とも優良な企業を誘致できるように、最大限努力をしてみたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

課長のほうから報告がありましたけれども、現在の活用状況については一応わかりました。それで、企業の誘致の件ですけれども、進展状況については一向に進展しないということでもあります。特にこの件については、以前いろんな企業等の問い合わせもあったということで一応聞いておりますけれども、この辺の状況についてどのような状況になっているか、町長のほうから御回答をお願い申し上げたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

7番岡議員の御質問でございますが、この企業誘致の取り組みにつきましては、先ほど企画課長のほうから答弁いたしたとおりでございますが、冷え切った経済情勢ということもあり、紹介は来るんですが、さまざまな問題が、特に出入り口が狭いということが障害になってきたこともございました。

一番直近の例で申しますと、数週間前に企業誘致を、震災の影響もあり、この九州地方、電力の需給も安定しておりますし、九州に工場を建設したいということで、私どももこの土地の売却に向けて幾度か足を運ばせていただきました。本社のほうでまで話をしていたところでしたけれども、今回は見送るという結論になったわけでございます。

この土地がどういう条件になっているかというお尋ねでございますけれども、これについ

ては、ただいま手元に資料を持ちませんので、後ほど資料が手に入り次第お答えさせていただくということで御了解いただければと思いますが、今現在、この土地につきましては150,000千円で売りに出しているところでございます。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

現時点ではちょっと今のところ、明確になっていないということであるようです。

それで、この用地跡地の利用の問題は再三再四、この進入路の問題、道路の問題等が一応いろんな面で言われておるわけですけれども、要するに、まず基本的に誘致するためには道路の確保が、道路の整備がまずやっぱり一番必要じゃなかろうかというふうに思っております。

以前検討した道路につきましては、JRの横の線というふうなことも言われておりますけれども、総合的に今後の将来的なことを考えて、現在はその即戦力工場団地についても一応その横の周辺が上がってきておりますし、そういうことを総合的に勘案して、国道方面から一応距離的な問題はそんな長い距離ありませんけれども、34号線沿いの工場団地の方面に整備するお考えはないかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどから7番、岡議員の御質問にお答えできていませんので、その部分に触れさせていただきながらお答えを再度申し上げます。

この土地につきましては、佐賀県の「企業立地の御案内」というものに掲載しておりますが、失礼いたしました、売却150,000千円と申しましたが158,000千円で売却価格として上げております。敷地の面積は4,596平米ということで——失礼いたしました。私、間違っていますね。

失礼しました。売却価格は坪単価45千円ということで出させていただいております。敷地の面積は1万1,011平米でございます。

今、34号線沿いに、この用地を新たに設けてはというお話でしたが、34号線沿いといいますがとどのあたりになるのかちょっと定かではございませんけれども、今現在、そういう用地を町で確保して企業誘致に取り組むということよりも、この船石地区の土地についての売却に力を入れていくというつもりでございます。

そのために、かかわりのある企業を介して、さまざまな情報交換をさせていただいているところでございますし、今後とも企業との交流を進めていく中で、人を介しての企業誘致が進められればと、これが一番スピード感もあるし、もともと信頼もある中で進められますし、一番近道かなというふうに考えております。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

基本的には土地を売るのに力を入れるということで、土地の金額については坪45千円、総額158,000千円ですか、面積が1万1,011平米ということで先ほど言われておりますけれども、これは今までいろんな点を実は、今までに議員さんも質問されてきたわけですが、現時点で企業誘致も具体的に、この御時世ではなかなか決まらないという点もありますし、町長としてほかに何か利用したいという考えがあるか、ないか。このままどおり土地をそのまま売ってやっていくもんか、その辺のもし考えがあれば、これ以外に工場誘致とか、そういう目的なくしてほかの面にもし考えがあるという点があれば言うていただければというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

7番、岡議員のお尋ねですが、この跡地につきましては、工場誘致のみに縛られる必要は一般会計に戻したことによってなくなりました。当然、工場、企業というものが一番ありがたいわけではあります、それにとられることなく、いろんな情報がございましたらお寄せいただきたく存じますし、私どももウイングを広げて当たってはおります。

どうしても、この出入り口ですね、ここが問題になります。いつのときもそういう問題になります。私としては今、ストックヤードとして土木事務所に貸し出しておりますが、この辺についても出入り口の幅員の確保を考えていきたいと思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

この件につきましては、特にいろんな問題を町長はお考えになっているんじゃないかというふうに思っております。これは堀川金属跡地につきましては、町の一応財産ということになってきております。

それと即戦力工場団地ですね、この分を先ほど、この分については余り触れていただいておりますけれども、2番目含めて結構と思いますけれども、一応その堀川金属跡地の西側ということも実は県のほうに申請されておったわけですが、この地区につきましては、一応圃場整備が実際、実施されているわけですね。そういう中において、現在、その北部土地改良区についても正式に、平成14年に換地登記が完成されまして、正式に公告後8年間は他用途目的には利用できないということが法的な問題、平成25年まではそのようになっておりますけれども、行政がいろんな計画をすれば、この辺がある程度どのように認められていくかというふうな問題も含まれてくるというふうに思いますけれども、この辺、総合的に勘案して、即戦力工場団地等含めた形で総合的に考えていくというお考えはないかどうかということをお聞きいたしたいと思っております。町長さんよろしく申し上げます。

**○企画課長（北島 徹君）**

今、2番目とのかかわりがございますので、私のほうからまず②についてお答えをさせていただきます。

商工業の振興施策の②即戦力工場団地進捗状況と今後の計画というところでございます。

この即戦力、今お尋ねのこの件につきましては、即戦力工業用地対策事業というものであろうというふうに思っております。それで、この事業につきましては経過をまず時間的に追いまして御報告をさせていただきたいというふうに思います。

この事業につきましては、平成18年11月22日付で当時の県新産業課長より即戦力工業用地対策事業についての通知が本町に参っております。内容は、通常の工業団地とは別に工業用地の確保が必要と考えている。ついては、適地となる候補地があれば1カ月後の12月22日までに資料等添付の上、提出をとというものでございました。

次に、平成19年2月2日、年を越しまして2月2日、即戦力工業用地の県登録についてということで井手口、切通地区の地権者を対象に役場の会議室で説明会が開催されております。

続きまして、同じ2月26日付で即戦力工業用地対策事業に伴う選定について（協議）という文書を佐賀県知事あてに本町から発送いたしております。同年6月8日に、県の企業立地課によりまして現地の確認ということが実施されております。

さて、この登録の件でございますが、いろいろありましたので、こちらのほうとしても確認が必要だろうということで県に確認をいたしております。平成18年11月22日付の通知に基づく即戦力工業用地対策事業による即戦力工業用地としての登録は、県全体で1件もなかったという回答をまず得ております。次に、現時点での県登録の即戦力工業用地でございますけれども、県発刊の企業立地の御案内に掲載されている物件のみとのことございまして、本町では堀川跡地と切通地区内の民間所有の倉庫及び事務所がこの冊子の空き地、空き工場等一覧というところで紹介をされております。この2件が県のほうの把握としては即戦力ということで認定をしているということでございましたので、まずこの件に関しまして御報告をさせていただきました。

以上でございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

ただいま企画課長のほうから報告がありまして、実は初めて内容的にこういうことを知ったわけです。ただ、もうそのままずっと指定が続いていると、認定されているものというふうに思っておりましたけれども、平成18年11月22日ということで日付を言われましたけれども、非常に今まではそういう思いで、いろんな面で思ってまいりましたけれども、非常に振興面について一歩後退していったんじゃないかと。その当時、こういう関係地区については地権者の説明会、同意を得ているということで、我々としても認識を受けて今日まで実は来ているわけです。

この後に一応隣接町村については民間企業の活力を生かして、いろんな振興策をとってまちづくりをやっておられます。そういう意味合いにおいて、私は今回、例えば井手口地区の問題、この切通地区、総合的に堀川産業の跡地等も利用しながら、いろんな北部地区の開発、

特に上峰町におきましては、南部は農業地帯、中部は商業地帯と北部は工業地帯ということで、先人の方が非常にいいまちづくりを今日まで進めてきていただいております。

そういうことで北部地区についても、多少北部土地改良区の登記ができて、いろんなことが法的な手続をとって、平成25年度になれば、いろんな目的にも恐らく利用されていくんじゃないだろうかということも、将来のまちづくりのことも考えて、実はここに上げたわけですけれども、今後こういうふうな、今、正式に聞きましたので、本当に先人たちがされました南部農業地帯、中部商業地帯、北部は工業地帯ということで、このまちづくりをより充実させ発展させていくためには、基本的な町長のお考えをここで再度確認しておきたいと思っておりますので、どのようなまちづくりを目指して考えておられるか、一言お願い申し上げます。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどの岡議員の御質問にちょっとさかのぼってお答えしますが、新たな工業用地を34号線沿いに設けるのはどうかということで勘違いしておったのかもしれませんが、この企業誘致について、まず堀川の跡地についての売却が第一と申しましたのは、その新たな用地の確保をしていくということについては、その次の段階での話だということでお伝えしました。つまりは、この井手口地区につきましても、しっかりと今も紹介をしておりますし、民間企業から広大な土地が望まれる場合もございますので、引き続き紹介をしていきたいというふうに思っております。

また、今後の企業誘致の取り組みについては、今、かなり工業団地等とネットワークが構築できております。正直言いまして、こうした中での情報というのは本当に刻々と移っていくなあというのが実感でございまして、大分免疫もできました。その方々が思いつきで言われているのか、本当に企業の中でじっくり構えて言われているのかということも大分経験もできたつもりでございまして。今後、本当に企業誘致に向けて実現をしていきたい、そのためには労を惜しまず努力していきたいと思っております。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

ただいま町長のほうから前向きな回答をしていただきましたけれども、基本的な考えですね。今、上峰町のまちづくりということで、例えば、南部は農業地帯ですけれども、中部は商業地帯、北部は工業地帯ということで、それを基本にして、とにかく町長はトップセールスマンとして企業誘致、町発展のために尽くしていただきたいということを切にお願いするわけですが、再度、基本的な姿勢というものは崩さずに上峰町発展のために取り組んでいただくということをまずお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○町長（武廣勇平君）

岡議員さん、しっかりと取り組んでいきます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

では、次に進ませていただきます。

生活環境の整備ということで、まず第1に、県道神埼北茂安線の工事進捗状況と今後の計画について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、県道神埼北茂安線の工事進捗状況と今後の計画についてということで答弁申し上げます。

この路線につきましては、今現在、九丁分からみやき町江口の区間の事業が動いているところでございます。この区間につきましては当初、平成25年度で完了予定ということでありましたけれども、一部用地の未解決区間がございまして、完了時期といたしましては未定となっております。

この県道神埼北茂安線につきましては、本町においても土木事務所と密に今、協議を行ってきているところでございます。そういうことで当初、平成25年度の予定ということになっておりましたけれども、最近、協議を行う中で、2名ほどの地権者の方がまだおられるということでなかなか進んでいないのが現状でございます。

そういう中で本町といたしましては、この区間については先般、土木事務所と協議をする中で、加茂の交差点までを1つの区間として動いているということをお聞きしておりますので、本町といたしましては平成25年終了後、そのままの状態の中村地区へと思っておりましたけれども、なかなか今のところが進まないということですので、土木事務所と協議をしながら、先に中村地区のほうの説明会等の調整に入ってもらって、まだ用地ができていませんので、なるべく早く中村地区のほうの用地に取りかかってもらうよう、今、調整をしているところでございます。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

この神埼北茂安線の進捗状況ということで御説明がありましたけれども、特に現在、実はこの件につきましても文書で県のほうに私たちもいろんな組織を通じて、一応その要望関係、回答書を実はもらっておるわけでございます。

その中で、一応神埼、鳥栖と両方の土木事務所関係、農林関係の方が御出席の中で懇談会が実はあったわけでございますけれども、現在、内容的には特に言われませんでしたけれども、現在の工事については、要するに用地買収ができているところをまず進めると、第一条件としてですね。それから、神埼北茂安線の整備については非常に停滞しているわけですが、整備効果が高いほうから進めるという2点をまず言われました。

そして、特にいろんな地元からの要望等がある場合ですけれども、その場合は地元の人の

協力が一番必要と、これを強く強調されたわけですね。そいけん、その地区の区長さん初め、行政一体となった協力があれば、要するに予算は予算としてある程度の少ないなりの予算を実は組んでおるけど、そういうことの協力がなければどうしてもできないから、その予算は仮にあったとしても、いいところに回さずを得んということをはっきりと言われたわけですよ。

それで、この間の懇談会の中で強く私も言いましたけれども、やはり、役所の方は非常に頻繁に担当が変わられるわけですが、現在、その加茂の交差点、この分は例えば西側のほうについては何でできんかというふうな質問も実はしたわけですよ。そしたら、その分についてはもうはっきりと具体的に用地云々がどうのこうのと言われましたけれども、向こうの西側のほうは用地関係が完全に済んでいるというふうに思われます。その辺は、振興課と土木事務所のほうと協議してどのようになっているかどうか、私たちは知るよしはありませんけれども、用地交渉であそこはもう用買が済んでいるというようなことも聞き及んでおりますし、そっちのほうだけでも工事を進行できないかということを実は言ったわけですが、その辺について鳥栖土木事務所としてはどのように言われたか、その辺を確認したいというふうに思います。よろしくお願いします。

#### ○振興課長（江崎文男君）

加茂交差点から西側につきましては住宅団地、アパート等がずっとできておりますけれども、住宅団地ができている分につきましては用地が終わっているところでございます。ただ、土木事務所等と話をする中では、今、事業が動いているのが加茂の交差点から東が一事業として動いているということです。あれから西をするとすれば、事業を立ち上げなければいけないという一つのネックがあるらしいです。

よって、まず、基本的には1つの事業が終わって次の事業に移るとというのが今のどうもスタンスらしいということで、基本的には今、加茂の交差点から東の分が終わった中で、西のほうに事業を立てるのが筋という流れらしいです。

それと、あと1つなんですけれども、要は、あとは危険度の関係なんですけど、加茂の交差点の西につきましては、現在南のほうに歩道がございまして。そういう中で、東については九丁分地区までの間は歩道がございせん。そのようなところで、あくまでも歩道がある分についてよりも歩道がないところをある程度重点的にするというのも一つの約束事じゃないんですけれども、そのような形の進め方をされているようです。

だから、先ほど言いましたとおり、今、事業の区間としては加茂の交差点から東のほうが一事業の区間としてはありますので、本町としては今、現在、先ほど言いました歩道がない区間、中村あたりの区間につきましては、もしその事業の区間であれば、今、動いているその江口あたりの工事がまだ進捗が遅くなれば、その分の予算があるんだったら、うちのほうとしては、中村地区の用地のほうに回してもらいたいということでの話はしております。

す。

**○7番（岡 光廣君）**

この事業につきましては、現在の事業は東のほうに予算を組まれてスタートしているということを初めて実は聞いたわけですがけれども、特にこの区間において、現在用買ができていないところが2件あるということをおっしゃってありますが、もし東のほうに今現在、事業が加茂の交差点から東のほうにスタートしているとするならば、できるだけ地元の方と行政も協力し合って実現して、早く上峰区間が実現できるような方向でまず取り組んでいただきたいということをまずお願いしておきます。

それともう1つは、やはり私たちは私たちなりに、やっぱり議員活動の一環としていろいろやっておりますけれども、行政のほうから県なり国なりはもちろんですけれども、陳情関係をできるだけやっぱりやって、少しでも実現できるような方向でしていかなければ、だんだんおくれていく一方ではなかろうかというふうに思っておりますので、総合的に絡みますけれども、この整備についての陳情ですね。国については先ほどの同僚議員のほうからありましたけれども、どのような形で今回実現のために取り組んでいかれるか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

7番岡議員のお尋ねでございますが、吉富議員のほうからもございました県道の整備も含めた国道、県道の要望についてお答えをさせていただきます。

この間、やってこなかったということではございませんで、期成会を通じて、期成会というのは実際の効果としてどうかというお話も先ほどありましたけれども、期成会を通じての要望に加えて、これは政権が変わったことによりまして、各県連への要望と窓口を定められましたので、そちらへの要望のみならず、国のほうに上京しまして、いわゆる当時の幹事長室というのでも、隣町みやき町さんと一緒に要望をさせていただいた経緯がございました。

ただ、なかなか実現が見られない中で、もっと町としての総意ということで町議会の皆様方からも協力を惜しまないという声をいただきましたので、国等への要望を一緒になってやっていきたいと思っておりますし、先ほど申しました加茂から私は切通までだったと思えますけれども、歩道の設置の要望、県道の歩道の設置の要望を行っていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

はい、町長さん、前向きにありがとうございます。陳情書を持ってできるだけ県のほう、国のほうに行っていただくように切にお願い申し上げます。

それでは、2番目に入っていきますので、2番目の項をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、2番目の県道坊所城島線、町民センターから加茂交差点間の西側歩道設置について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

先ほどの神埼北茂安線の土木事務所との協議の中ですけれども、この県道坊所城島線につきましては、東のほうに歩道があるということで、基本的には今、坊所城島線で動いている事業がございません。それで、一応要望としては各いろいろな方面から町としても県に対して、この坊所城島線の町民センターから加茂の交差点については、西側歩道の設置ということでいろいろな面から要望はしておりますけれども、その一つの回答といたしましては、現在、東のほうに歩道があるため、緊急性からすると他の県道、要するに歩道等がない危険な県道に比べると緊急性が薄いというような回答もいただいております。

そういうふうなところで、予算の流れというのがそちらのほうに行っているのかなということは言えるかと思っておりますけれども、そういう中で、先ほど申しあげました神埼北茂安線の協議の中で、加茂の交差点につきましては、坊所城島線について幾らかの用地がもう完了しております。コンビニの前あたりについては一応用地が終わっておりますので、せめてそのクリーニング店あたりまで用地が終わっている分については、どうか工事的なものがないものかということでもううちのほうもお願いしているところでございます。

そういう中で、先日の協議の中で今年度について、その坊所城島線の交差点からクリーニングの手前の用地が終わっている分につきましては、工事発注をするという約束をしてきたところでございます。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

この県道坊所城島線についてということで、一応回答が県のほうからも実は来ているわけです。組織のほうで一応しているわけですが、同じくやはりこの件につきましては、県の厳しい財政の中で、歩道の拡幅や両側歩道の整備については非常に難しいという回答は一応正式に書面で来ております。

それで、よく皆さん方も他町に行きますと、メインのところは両脇に歩道がぴしゃっと整備されているわけですね、どこのところに行っても。そいけん、上峰町の場合は、基本的には下津毛の交差点から加茂の交差点ぐらいは、町に通じるころぐらいはぴしっとした整備をやはり基本的なまちづくりの中で取り組んでいくべきじゃなかろうかと。それと、すばらしい中央公園もありますし、総合的な面を考えれば西側も設置するのが非常に必要じゃなかろうかと思っております。

それで、間接的に協力できるところは、要するに行政側にお願いしたいことは、今後開発される場合ですね、あそこは上坊所地区と下坊所地区の方が用地を持っておられますけれども、開発されるときには、今ずっと合い中、部分的に建物が建っているところは歩道設置も

ずっとしてきているわけですね。そういうところは、県のほうと町のほうと、そして地権者のほうと協議をしながら、歩道ができるような体制をできるだけ進めて、上峰町の顔というところはびしっとした整備を進めていくべきじゃなかろうかと思っておりますので、その整備についての考えを聞きまして、この項を終わります。よろしくお願ひします。

**○振興課長（江崎文男君）**

午前中だったですかね、松田議員さんの質問の中で機構改革についてということで質問されて、私、答弁したわけですが、今、岡議員さんがおっしゃるとおり、事前にそのような情報があればという話です。

私、振興課長として農業のほうも持っております。そういう中で、まずは農振除外等の手続等が来るかと思ひます。よって、この路線につきましては、いち早くそのような情報があれば、今後、県のほうと協議をしながら生かしていきたいと思ひます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次へ進みます。

大字堤地区圃場整備区域内農道の町管理計画について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

続きまして、大字堤圃場整備区域内の農道の町管理計画につきまして答弁いたします。

まず、圃場整備地区内の道路関係ですが、南のほうの三養基西部の土地改良事業におきましては、基本的には圃場整備事業での砂利道ということで、一般農道の事業によりまして圃場整備地区内の大体すべての道路を舗装したかと思ひます。

そういう中で、町道認定要件に合致する分については町道認定と、そのほかについては一応農道という形で今来ているかと思ひます。

それで、北部地区なんですけれども、この北部の圃場整備地区内の路線につきましては、今回4路線を町道認定の上程をいたしておるところでございます。これは町道認定条件に合った路線ということで町道認定し、社会資本整備総合交付金事業にのせまして、来年度から3カ年で舗装をしていく予定でございます。

もともと圃場整備区域の道路につきましては、先ほど申し上げましたとおり、農道舗装事業等により舗装を行い、町道認定条件に合った道路につきましては町道と、また、他の路線につきましては農道として土地改良区より町への移管という形での管理になるかと思ひます。

そういうことで、この北部圃場整備区域につきましては、農道舗装の事業を行うための受益面積が足りない聞き及んでおります。よって、ここの地区については農道舗装での事業が進められないという形になったわけでございますから、先ほど言いましたとおり、せめて町道に認定条件に合った4路線につきましては、逆に町道認定をした中で、その社会資本総合整備事業にのせて舗装をしていこうということでございます。

よって、ほかの未舗装路線の農道につきましては、町営の移管としては今のままの砂利道では非常に難しいと思っておるところでございます。

**○7番（岡 光廣君）**

この大字堤地区の問題ですけれども、特に今回、今、先ほど課長も言われましたとおりに、道路幅が確保できているところは十分、この今回の町道認定の中に上げられております。それで、一応北部土地改良区の図面等を見させていただいておりますけれども、管理道の一部を除いてほとんど農道関係が国交省の所有というような形に実はなっているようでありましてけれども、ここで質問しているのが、基本的には先ほどいろんな町への移管の問題でいろいろと言われておりますけれども、単刀直入に言いますと、要するにその農道関係を町のほうに協議をしながら移管ということについて、その考えをまずお聞きして、これは終わります。よろしく申し上げます。農道全体を町に移管ということについてのお考え、よろしく申し上げます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私は担当課といたしましては、今現在の砂利道のままでの町への移管というのは難しいかと思えます。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

はい、ありがとうございます。課長さんは、要するに砂利道では難しいということでありますので、町長さんの考え、これを再度確認しておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

**○町長（武廣勇平君）**

町道の要件は舗装が前提だということだと思います。こうした農道につきましても、町道に認定する際は舗装が必要だということだと私も思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。安心・安全なまちづくり、防犯灯の設置について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（池田豪文君）**

それでは、私のほうから防犯灯の設置につきまして御答弁をさせていただきます。

町内には現在、927基の防犯灯を設置いたしております。ちなみに、防犯灯に係る平成22年度の決算額を申し上げますと、電気料金が3,083,182円、修繕料が762,300円、取りかえ等の工事費が400,050円、それに新設費が35,700円、以上合わせまして4,280千円程度かかっております。

本町につきましては、近隣町と比較いたしましても、かなり防犯灯を設置していると、そ

ういうふうに思っているところでございますが、区長様方の要望や議員様からの御指摘等を踏まえまして、今後も現地踏査いたしまして、必要な箇所につきましては予算要求を行って、なるべく実現に向けて安全・安心のまちづくりに寄与していきたいと、そのように考える次第でございます。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

簡単で結構ですので、まず井手口地区の防犯灯の件について、中原中央公園のほうですか、運動公園に行く分、この辺についての現在、防犯灯について、今1基ついているようでありますけれども、これでいいかどうか、井手口としてはもうオーケーかどうかということをお一つ確認したいと思います。

それと、要望ですけれども、外灯、防犯灯関係ですね。坊所の四つ角、神埼北茂安線の四つ角から、前の議員の井上さんのところに行くところの外灯ですね。あの間は6本ありますけれども、全然ついておりませんので、あそこが運動公園に行く人が非常に多いということと、農道を迂回路がわりに夜通る車も物すごい多いわけですよ。それで、非常に制水門もあってわかりにくいから、その辺を検討していただきたいということを要望として上げておきたいと思います。

まず、井手口の問題だけを回答お願いしまして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

**○総務課長（池田豪文君）**

井手口につきましては、井手口の区長さんにも現地の場所につきまして御提示いたしまして、そして、議員の御案内のとおり、交差点のところにも大きな外灯が立っております。それで、橋から東側のほうにはなかなか、みやき町のこともございますので、あちら側のほうには要望するにとどめるという形になろうかと思ひます。

それと、先ほど申されました公園のところの関係につきまして、それは現地を踏査して、またこちらのほうには確認をさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（大川隆城君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で7番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

異議なしと認めます。したがって、2時55分まで休憩いたします。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時56分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

9 番中山五雄君、お願いします。

○9 番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。通告書に従いまして、4 点ほど質問いたします。

私の質問については、何人もの同僚議員が質問されているので、方向を変えて、なるべく重複しないように質問をしていきたいと思っております。

まず、1 点目に安全・安心の町づくりということで質問をいたします。

その中の①小学校、中学校の子供たちの安全対策はどのような指導をされているのかと、あとは細かに時間をかけて質問をしていきたいと思っております。

②小学校、中学校にアスベストの使用箇所は残っていないのか。

③米多坊所線の安全な道路づくりについてということで、これは県道神埼北茂安線、松尾建設から上、リックなかはらさんの変則 5 差路までの間です。

それから、2 点目に企業誘致についてということで、企業誘致についての対応はということ質問しております。

それから、3 点目に国道34号線の整備促進について、切通の交差点の改良についてということで質問しております。

それから、4 点目に町の活性化についてということで、町の活性化の一環として町民市を始めるということだったが、その後の進捗状況を聞かせていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

それでは、安全・安心の町づくりの中で、まず第 1 番目に小学校、中学校の子供たちの安全対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

中山議員からの小学校、中学校の子供たちの安全対策はということの質問にお答えしてまいります。

昨日の林議員からの質問と重なっておりますので、回答が重複する点がございますが、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、小学校ですが、ボランティアグループの皆さん、老人クラブの有志の皆さん及び保護者の皆さんで校内安全パトロールを午前、午後、2 回実施されております。

また、小・中学校に共通して言えることですが、教職員、生徒児童に対して、年に数回、

避難訓練を行っており、全校集会等生徒児童が集まる際には注意喚起を行っております。

交通安全では、交通安全週間や学期の始まりには、交通指導として教職員が交差点に立ったり、交通教室なども実施しております。

中学校ではヘルメットの着用を義務づけていますし、学校の登下校以外でも自転車に乗る際にはヘルメットを着用するように指導しております。4月には小学校から新しく入った新1年生に対して交通教室を開催し、交通事故から防いでおります。

また、不審者情報などが警察から入りますが、そういう情報が入った際には携帯電話のメールにて情報を父兄のほうにいち早く流し、注意を促すようにしております。

学校給食、食の安全面ですが、昨年度より食材の発注を町のほうから行っております。米、野菜類は地場産を使用して、麦については国内産、肉類に関しても県内産、もしくは近隣県で生産したものを使用して、魚については日本近海で上がったもので、より新鮮なものから使用しております。こういうことで食の安全には努めております。

以上のように、生徒児童の安全面については注意深く行っている次第でございます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

食の面の安全と、それから防犯についてのパトロールをされているということで、今、答弁がありましたけれども、火事や地震の防災訓練というのは行われておりますか。

#### ○教育課長（小野清人君）

小・中学校とも防災訓練については行っております。きのう、林議員の中でもお答えしましたが、火事、火災ですね、火災と水害、それと不審者、そういう関係のたぐいを想定しながら、防災訓練を毎年行っております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

さっきの答弁の中で地震が入っていなかったですけども、地震もされているんですね。

そしたら、教育長にお尋ねしますけれども、教育長として学校側に子供たちの安全・安心対策についての指導はどのようにされているものか、その辺をお尋ねします。

#### ○教育長（吉田 茂君）

中山議員にお答えさせていただきます。

小学校、中学校とも、県の指導の要綱に基づいて、かつ三神事務所の教育の現場の中からの指導も受けて、学校へ通告したりいたしております。例えば、新1年生につきましては、保護者も含めての防犯、防災、いろんな面での伝達事項、訓練事項を行っております。

それから、中学校につきましては、（「その訓練というのは、どういったことをされているんですか」と呼ぶ者あり）例えば、不審者が近寄ってきた場合にはどうするとか、そういった事例を踏まえて指導をいたしております。それから、声かけ事案にはどう対処するとか、

そういったこともつぶさにわたって行っております。

**○9番（中山五雄君）**

きのう同僚議員の質問の中で、教育長さんの答弁の中で保健室の利用がふえたと、その理由としてストレスからくる、その場対応のためと答弁があったが、それはいじめからきているものじゃないでしょうか、違いますか。

**○教育長（吉田 茂君）**

お答えします。

基本的には、いじめからきているとは思っていません。学校側もそのように受けとめています。

ただ、やはりちょっとした言葉の中に、子供たち同士で若干のつつかれたとか、あるいは知らん顔されたとか、そういった言葉が出てくるときはあります。そのときはちゃんとお互いに両者と呼んで、学校現場に私も行ったことがありますけど、両者と呼んで理解をさせております。物事が深入りしない前に対応を処しているところでございます。

**○9番（中山五雄君）**

教育課とか学校に聞けば、いじめは実際あっていてもあっていないという、ほとんどの答弁がそういうふうにありますけれども、ことしの3月に質問したときにも、小学校に不登校が3名、中学校に4名という答弁がありましたけれども、その前は1人だったんですよね、中学校で。ふえているということは、恐らくいじめからじゃないかということで質問したんですけれども、病気ということでそういうふうな答弁がありましたけれども、ちょっといろいろある人たちに聞いてみたら、結構、極端なことじゃないですけれども、ある程度はいじめはあっているんじゃないかなと。それとですね、私ちょっとお尋ねしますけれども、学童保育で何か事件、事故はなかったんでしょうか、お尋ねします。

**○教育長（吉田 茂君）**

中山議員の先ほどの質問にお答えさせていただきます。

学童のところで1件だけありました。すぐ対処いたしまして、本人を呼び、かつ向こう側の保護者のほうにも同席していただきまして、御説明、かつ本人からはおわびをさせました。

それは、事例的にはちょっとつついたというぐらいなことだったんですけど、やっぱり保護者の側からすれば、現在ではそういったぐあいにされたことでも若干状況を考えあぐねて、こちらのほうに持ってこられることがありますので、私どもは真剣に受けとめて、もう一度本人と、それから、本人はちょうど退職後でございましたので、さらに呼んで、かつ保護者のほうにも来ていただいて説明をしたところでございます。（「不登校の関係は」と呼ぶ者あり）

不登校につきましては、いじめがなきにしもあらずとは受けとめています。そのかわり先生たちが、けさ自分のクラスで来ていなかったら、今、大体低学年につきましてはおかげさ

までTTができておりますので、かつ教務主任、それから教頭たちも含めて対応して、自宅訪問をして、何かぐあいが悪かったねとかいう、ちゃんと対応をしております。

保護者から、きょうは行けないという連絡が来ると非常にいいんですけど、来ない子供につきましては、すぐ対応しております。

#### ○9番（中山五雄君）

先ほど保健室の利用がふえた、これはいじめじゃないかと言ったら、それはありませんということで、今の答弁ではいじめも多少はあるんじゃないかなという答弁がありましたけれども、どっちが本当か、もう一度、再度答弁をお願いしたいと思いますけれども、要するに言葉というのは、ちょっとしたことで、一言でまるっきり反対にもなりますし、要するにちょっとつづいたと、たたいたとつづいたは全然違うですもんね。その辺は、教育長は上手に言われているかもしれませんが、きちっとした対応はとるべきじゃないかと。対応されたと言うけど、事件、事故が起きる前の、私はその後ちょっと質問しますけれども、それまでの答弁をお願いしたい。

#### ○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

子供たちは、こう言うのはなんでございますけど、私の目から見ると、世代間の相違もあるかも知れませんが、若干ひ弱になっておまして、ちょっと言われたことでも、やっぱり気弱になって、保健室登校といいますか、保健室に寄ってくると、そして、そこで安堵感を得ていることがたくさんあります。保健室に来たら、保健室のほうからすぐまた主任やら教頭あたりに連絡行きますので、そこで対応して、また教室へ戻るように、学校終了後まで残るようにならないように、すぐ対処いたしております。

次に、つづくたたたくの違いとも言われましたが、たたくことはもう絶対禁止です。ということは厳しく採用時点から申し上げております。教師たちは、もう訓練の中で、たたきは暴力というぐあいに教育を受けてきておりますので、むしろ放課後授業だとか、あるいは学童だとか、そういったところで若干注意を、初め採用する時点で厳しく申し上げております。やっぱり事件が起きた経験があるものですから、そういった経験を踏まえて、採用時点で厳しく指導しております。それでもありましたということです。お断りします。

#### ○9番（中山五雄君）

今の子は気弱になっているという言葉の答弁がありましたけれども、気弱になっている子供に対応するのが教師じゃないですか。それに対応し切らんやったら教師と言えますか。きちっと対応していくべきじゃないですか、今の子供は子供に対して。昔はこうだったと今の子供に言っても、それは通らないと思うんですよ。

それと、いじめもそういうふうであったということで、その辺ですね、もう1つ質問しますけれども、教育長さんは学校に月どのくらい行かれて、そのいろんな情報、調査等をされ

ているものか、それは教育長も課長にもお尋ねしたいと思います。

**○教育長（吉田 茂君）**

お答えさせていただきます。

繰り返しですけど、教師たちは私の目から見て、私が比較的到现在の子供たちはひ弱になっているんじゃないかという発言でございまして、教師たちはかねがねそういった子供を既に対処しておりますので、その対処仕方を誤っているとは思っておりません。それはちょっと追加でございました。

次に、私は週に一、二回学校に行っております。そして、校長、それから教師たちの授業のところでも御承知かとは思いますが、やはり若干、一番これは県自体で発表していることですので、ニューズペーパーでも御存じのとおりだと思いますけど、教師の間でも非常にストレス性を帯びている教師が若干、各校とも内包しております。ですから、それはちゃんと私どももわきまえておりますので、その教師たちにつきましては助言をする、それが私の役目だと、そう思っていますし、私の経験からしても心の病とまではいなくても、心をいやすポジションとしては、一番私は長年経験を積んできておりますので、その経験を生かして、教師たちに対応しております。

**○教育課長（小野清人君）**

中山議員の、どのくらい学校へ行っているかという御質問でございしますが、週に二、三度は足を運んでおると思っております。

**○9番（中山五雄君）**

先ほど教育長の答弁の中で、最近の教師はストレスがたまりやすいような教師ということでは言われましたけれども、そういうたまりにくいような教師を連れてきたらどうでしょうか。ちょっといろんな話もあっておりますから、今の教師に対して失礼になるから、それ以上のことは言いませんけれども、やっぱりきちっとした採用をしないと、子供たちのためにもならないんじゃないかなと。それと、先ほどの学童保育あたりでも、いろいろそういうことがあったということは、あつてはならないことなんです。だから、そういうことがあったということ自体が、ちょっと私にすれば教育長さんも学校側も間違っているんじゃないかなと、指導が足りないんじゃないかなと、私はそう思います。

教育課の統制をとるのは教育長じゃないですか。その役目ではないかと思うが、統制がとれていると思っておりますか、教育長さんは。

それと、きのう、ある議員の質問の中で、教育長は毎朝ミーティングをやっているということでは言われましたけど、それは事実あつていますか、答弁をお願いします。

**○教育長（吉田 茂君）**

中山議員にお答えさせていただきます。

初めの質問の中の統制でございまして、学校側は小学校、中学校ともきちんととれてい

ます。とりわけ、私はかばうわけではありませんけど、かばうことにはなりますが、課長は毎日行っていると発言するだろうと思いましたが、本当に毎日のように行っています。週に二、三回というぐあいに申し上げましたが、毎日のように用件がいろんな形であるわけですね。ですから、そういったものはその用件とあわせて、いろんな雰囲気も見てきていると思っています。私もそういったぐあいにして、特別な用件があつて行くんじゃないんですけど、学校に訪問していろんな状況を見ているわけですね。そういった意味で、ぶしつけな言い方もわかりませんが、教育長が行くことによって、もし教師たちに非常に神経を張るということがあれば、それは私としては非常にうれしくありがたいことだと思っています。しっかり統制はとれております。

きのうの議員の質問に回答しました毎朝のミーティング、毎朝8時半からいたしております。それは完全にいたしております。例えば、町長から呼び出しがあつたときでも、ですから、きょうは35分ぐらい、あるいは40分ぐらいになりますけどとお断りしておるぐらいでございます。毎朝いたしております。疑義の点がおありかと思えますけど、館長が向こうの部屋に行つてからでも館長みずから、それは館長に言つておりますのでですけど、ちゃんと館長も半になったらこちらの部屋に来て対応しております。

#### ○9番（中山五雄君）

今、教育長は毎朝ミーティングをやっているということでは言われましたけれども、私が聞いたところ毎朝はやっていないんじゃないかなと、事実やっておられるならば、だれとだれとだれが毎朝ミーティングをやっておられるものか、その辺もお尋ねしたいと思います。

それと、さっきの答弁で、小野課長は週に一、二回程度学校側に行つておりますということ、教育長は毎日のごとに行つておりますと、どっちが本当ですか、答弁をお願いします。

#### ○教育長（吉田 茂君）

中山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

毎朝のミーティングは本当に行つています、実際に。全員、その自分の行動予定を発表して、かつその行動予定の中でどうしてもきょう話し合わなくちゃいけない部分がある分は、さらに詳しく対峙して話し合いをいたしております。

それから、小野課長の件は、私はほとんど用件もあつて、三神事務所と両方行つたりもしますので、毎日行つていなくてもいいぐらいにと、そういったぐあいな感覚でおります。

#### ○9番（中山五雄君）

教育長さんですね、私は毎日行つていような感覚でございましたということをおっしゃいましたが、あなたは教育長でしょう。子供たちに指導しなくちゃいけない立場でしょう。学校側に指導しなくちゃいけない立場でしょう。そういう人が、そういうふうなあいまいな答弁でいいのでしょうか。うそをつくようなことをね、うそじゃないかもしれませんが、あいまいな答弁じゃないですか。私にすれば、うそついているんかなと、そういうふうにも

とれますよ。その辺はきちっと、教育長としての発言というのは責任を持って発言をしてもらわないと、私はだめだと。学校の教師たちにも子供たちにも、私はプラスにならないんじゃないかなと、その辺、教育長の考えを答弁をお願いします。

#### ○教育長（吉田 茂君）

中山議員にお答えさせていただきます。

若干トーンを落として申し上げましたので、柔らかく聞こえたかもしれませんが、私は事に処しては厳しく対峙しております。教師たちにも厳しくしております。かつ、また褒めることもしっかりやっております。

この前、剣道の大会ありましたけど、模範は中学校の保健体育の教師たちでしたので、実際に実技を見て、あ、彼たちだなと思ってから、すぐ終わってから激励に行きました。かつ、そしてきのうも運動会でも、また再度褒めました。あなたのその授業の態度、姿勢と、やっぱり剣舞のときの姿勢が違うということがよくわかったと。だから、あなたの基本の中にはそういう剣舞の姿勢がちゃんとあるんだねということも褒めました。それは一例ですけど、そのほか、小学校の教師たちにも、事あるごとに言葉をかけるように、努めて多く言葉を満遍なくかけるようにいたしております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、ちょっと答弁の趣旨が違ったかなと私は思いますけど、私が言っているのは、きちっとした発言をしないと、こう思っていたからというようなあいまいなことでは、学校側にも子供たちにも影響するんじゃないですかということを言っています。もうこれ以上言っても無理かなと。私、その辺少しあきらめぎみです、もう正直言って。（「はい」と呼ぶ者あり）うんにゃ、はいていうか、きちっとやってもらわないと、まだ任期あるでしょう。その間は一生懸命やってくださいよ。

次に、私は9月4日の佐賀新聞に県の防犯協会からジャンパー、それから、腕章とか15セットぐらいの用品を寄贈されたということで、上峰町の商工会の青年部が4月に発足をされ、月に1回、登校時にあいさつ運動、町長の行政報告の中にもありました、こども見守り隊を結成されましたということで新聞にも載っておりましたが、これはとてもいいことだと思います。こういうことは町全体でもやるべきだと、私はそう思います。議会も行政も月に1回ぐらいはそういうことをやって、パトロールをやるべきじゃないかなと、そう私は思いますから、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員の御提案と申しますか、お答えいたします。

議会でもそういう取り組みをされたらというのは、私、この間就任して初めて聞きましたけれども、もしそういう御意向があればぜひ御協力いただきたいと思います。

今、あいさつ日本一運動を兼ねて、街頭等に職員も朝早くから教育委員会中心に頑張っていると思いますが、私も立っております、本当にあいさつがないんですね、子供のほうからは。だから、声をしっかりかけ合って、顔の見える関係を築こうと努力しておりますが、期間もまだ始めて短いですが、そういったリアクションはまだ得られていませんけれども、今後、声かけを十分に行う中で、安心感を子供にも持ってもらう、ぜひあいさつが本当にできる子供に育てていただきたいということもございますし、声かけ事案も発生しております。ある人が、あいさつをするために声をかけたら、声かけ犯罪者と間違えられたというようなことも聞いたこともありますけれども、要は顔の見える関係というのを築けるかどうかだと思っております。議会の皆様方からの御提案があれば、ぜひとも御協力いただいて、一緒にあいさつ日本一運動の展開に御協力いただければと思っております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

ここで議長に提案でございますけれども、意見というか、要望というか、9月、10月ぐらいに早目に全員協議会を開いてもらって、その理由といたしましては、小学校のパトロールは午後はPTAの方がやっておられると、午前は民生委員さんと老人クラブがパトロールをされていると、今回、町の青年部でも月に1回はあいさつ運動、こども見守り隊を結成されました。そこで、我々安全・安心なまちづくりと口先だけで言うんじゃないかと、我々議会も行政も一体となって、月1回ぐらいは5人1組ぐらいでやるべきじゃないかなと、全員協議会を議長に開いてもらって、その辺を進めていきたいなど。

我々議員が10名おります。5人1組だったら月に1回だったら、我々2カ月に1回で済みます。行政側は大変少ない人数で忙しい体かと思っておりますけれども、71名現在おられると思っておりますけれども、大体月に1回だったら、年に1回、5人1組で出れば、大体それを達成できますから、これは要するに北は鳥越から南は江越までということで、町全体のパトロールということで、車でこれは回って、要するに不審者とか道路の陥没や路肩の崩れ、それから危険箇所など、それから不法投棄とか、そういうパトロールをすればいろんなものが見えてくると思うんですよ。

だから、安全・安心のまちづくりと我々議会でこうして口で一斉懸命言っておりますが、実際我々も一緒になってやらないと、上峰はよくなるんじゃないかなと思っておりますので、議長、これ、全協をぜひ開いて前に進めていただきたいなどと思っております。

以上でこの項は質問終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

小・中学校にアスベスト使用箇所は残っていないかという質問に対しての執行部の答弁を求めます。

## ○教育課長（小野清人君）

中山議員の小学校、中学校にアスベスト使用箇所は残っていないかという御質問でございますが、まず、結論から申し上げます。

小学校にはございません。中学校には学校本体とはつながっていない、正門から入りまして、事務室の左側に機械室がございます。機械室の内部壁面に検出をされております。

これは、平成14年当時に3項目、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト等の3項目の検査項目で実施をした際は不検出となっております。平成20年2月以降に文部科学省が新たにトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトという3項目を追加分析調査する指示を行いました。あわせて、含有率が従来は重量比1%を超えるから0.1%を超えるというふうに基準を大幅に、10分の1ですね、下げたことによって、ことし3月の調査を行った結果、機械室の内壁にアスベストが検出された、アスベストの検出量としては0.2%でございました。

速やかに撤去を行いたいのですが、予算的なこともあり、佐賀県を通じて文部科学省、それと当町は防衛の施設がありますので、防衛省、九州防衛局と協議をいたしておりました。結果、防衛省のほうが補助率が高いと思われますので、現在、九州防衛局と協議をしております。

幸いにも生徒が日ごろ出入りをしない機械室であり、アスベストの検査も行いました結果、飛散は行っていないという検査結果も得られましたので、現在は近づけないように処置をいたしております。

今後は、防衛省へ来年度の予算要求を行い、認可をいただきましたら平成24年度当初予算に設計費、工事費等を予算計上いたしまして、議会の承認を得られましたら、夏休み期間中に専門業者にて撤去工事を行う予定です。

以上です。

## ○9番（中山五雄君）

0.2%ということで、これは低い数字じゃないかなと思いますけれども、ちょっとアスベストに対しては、これもう何年も前から私、質問をしてきて、いろいろ資料ももらったりなんかもしましたけれども、ただ、これは機械室ということで、直接はあれじゃないということですけども、そこはあけ閉め、出入りは全然ないわけじゃないと思うし、その辺は早目に撤去をするべきだと。補助金関係もあるだろうし、そしてまた、これはアスベストの撤去というのは、普通の建設会社ではなかなかうまくいきません。だから、専門的じゃないと、これはもう服からすべて捨てなくちゃだめですから、防護服を着てやらないとだめだと、そして、もうほかにはないということでございますが、電器炉あたりのかま、あの中あたりはそのアスベストは使っていないですか、その辺をお伺いします。

## ○教育課長（小野清人君）

先ほども申しあげましたとおり、本年度3月に検査を行っております。検査場所については、図書室、音楽室と機械室でございます。図書室、音楽室については不検出という検査結果が出ております。そのかまについては、実際検査をしておりますので、現在のところわかりませんが、電器がまについては長らく使っていないという状況になっておりますので、心配はないと思いますが、今後検査を行うかどうか、専門業者を呼びまして見てもらいたいと思います。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

使っていないということでございますけれども、これは自然と腐食をしてくると思います。その辺を、もう本当に今までが絶対ないということによって、去年そういうことで出てきたわけですから、あと、すべてを今度調査を入れるならば、専門的に入れるならば、すべてを見てもらって、そういうあれがないように、今後対応をしていただきたい、その辺の考えを、よければ教育課か町長かに答弁をお願いしたい。

**○教育課長（小野清人君）**

前回、ないというふうに答弁しておったということですが、先ほども申しあげましたとおり、基準値が下がった結果、出てまいったということでございます。ですので、今回、中山議員がおっしゃるとおり、徹底的に調査をしまして、あったら撤去をしていきたいというふうなことで考えております。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

この項については最後の質問となります。

基準値が下がったから大丈夫だということとは言えないと思うんですよね、体には影響しますから。だから、その辺もさっき小野課長が言われたとおり、早急にこれは撤去のほどを、専門家を入れてやっていただきたいなど、最後に町長、その辺を答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

中山議員の御質問でございますが、安心・安全の確保、これが子供の環境にとって一番大切なことだと、町としても理解をいたしております。安心・安全はいつ脅かされる状況になるかわかりませんので、その都度その都度問題が発生し次第、速やかに対応していくことが肝要かと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

米多坊所線の安全な道路づくりについて、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、町道米多坊所線の安全な道路整備につきまして答弁いたします。

この件につきましては、平成21年9月議会におきまして、同議員より質疑がっております。この町道につきましては、延長1,166メートル、平均幅員といたしまして6メートルの2級道路でございます。上峰町道路規則によりますと、2級道路とは、基幹道路網の形成に必要な道路ということで、集落と、これに密接な関係がある一般道路、県道、または幹線1級町道と連絡する道路となっており、まさしくこの道路につきましては、県道神埼北茂安線から野菊の里を通して、リックなかはらの1級町道下津毛三田川線に通じる基幹道路でございます。

この中身につきましては、平井内科の東側の見通しが悪いカーブの改修、重松鉄工所から町道西峰東西2号線までの水路上への歩道設置、また、その南へのガードレールの設置の必要性、また、県道沿いにあります松尾建設横の付近の拡幅等の工事等の、この路線につきましては、安全策の必要性は認識しておるところでございます。そういう中で、町の財政を見ますと、早々に事業の立ち上げは非常に困難と思われ、いまだ進んでいないのが実情でございます。

この路線につきましては、近年問題になっております町道下津毛三田川線との交差点の改修を含む事業として、何らかの補助にのせながら長期計画を立てていかねばならないと考えておるところでございます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

この問題は、武廣町長が町長に就任されて長くせんで私が質問したと思います。この米多坊所線というのは、平井内科の東側の江頭さんのところが、要するに土地を買収しなくちゃいけないから、今、財政を考えれば簡単にできないと。ところが、その松尾建設の横のあたりは土地を買収しなくていい、あそこを行ければ道路拡幅がとれるということで、それは早目にできるでしょうという江崎課長の答弁が二、三年前にあったと思いますけれども、それから一向に進んでいないから、これは早目にできると、行政は早目というのは、どのくらいが早目でしょうか、答弁お願いしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねで、私、就任時にこの質問をいただきました。早目の対応が必要だということでお答えをさせていただいているということでございます。

これは、区のほうからも区長さん通じて、以前要望があつておつたと、要望書の中に入っておつたと思っておりますが、優先順位としても、かなり高いことも区長さんからも強く要望されておりますし、その危険性も言われております。

この要望事項だけではございません。町内にはさまざまな要望、課題ございますけれども、どうしてもそれが、緊急性があるにもかかわらず、手がかけられずにいる、そういう状況が

多々ございます。この際、よく財政の話をせざるを得ないのが情けのうございますが、やはり財政の健全化というものも、町民の皆さんは一方で望んでおられるわけでございまして、この両立が難しいわけでございます。

私としましては、大変恐縮ですけれども、財政状況を見ながら対応していきたいということで、きょう、こうして議員から御指摘が再度ございましたことも、一つの速やかなる実施に向けての後押しになることは間違いないことをお伝え申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

町長、あのですね、これは3年ほど前に、3年もなりませんけれども、要するに土地を買わなくていいから、これは江崎課長どのくらいかかるねと、大したことはないでしょうと、しかも、その松尾建設のほうに側溝をいければ、道路の幅員がかなりとれますということで、側溝も大した側溝、ほとんどあそこの水は余り使っていませんもんね。そしたら、そういう答弁があって、ああ、これは早くできるなど。ただ、平井内科の東側は簡単にはできないということで説明があったから、平井さんにも私は説明をしましたけれども、米多地区のある人たちにはその辺も恐らく早くできるでしょうと。今、町長が財政が本当に厳しいと、財政健全化のためにも今すぐはできないようなことを言われておりますけれども、危険度の高い、優先順位をつけて、あそこは4トン車あたりが今非常に多いんですよ。運送屋さんの数もふえて、リングとかああいうとも全部いろんなところが、もう4トン車あたりがこっちを通ってきておりますから、あれが曲がってきたら、車も当然もう曲がってこられませんが、自転車でもバイクでもとまらなくちゃいけないんですよ。だから、あそこは通学路にもなっておりますし、非常に危険です。

だから、側溝をあそこに早くいけて拡幅をして、よければ歩道をつければ大分違うんですけども、それができなかつたら、その平井さんまでの側溝にふたをかぶせて歩道をつくったらどうかと。それも金がかかるし、今一番危ないのは、大きな道からぎゅっと曲がってきたときに、松尾建設の横、北側のほうから来たら見えないんですよ、西のほうから曲がってきたらですね。だから非常に危ないんです。だから、その辺をやっぱり早目に改良をしないと、財政難、財政難と言うて、いつまでたってもやらないというんだったら、もっと厳しくへずるところはあるんじゃないですか。

今ほとんどが、こんなことを言っちゃあれですが、ゼロベースに戻ってきているならば、ある程度できるんじゃないですかね。その辺、答弁をお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

この米多坊所線、議員御指摘の当該地区からリックなかはらまでの道につきましては、も

う随分昔から、かなり危険度が高いということで、特にこの入り口である松尾建設西側の部分から変則5差路までは、町としてもさっきの碓議員からの御指摘もございましたように、腰を据えて取り組んでいく必要があると、これは計画をしっかりとつくっていくことが大切であろうと思っております。

町民の皆様方の満足度の話をさせていただきました。行革をすべし、また、新エネルギーの導入もすべし、加えて、4つ目の事案として上がっているのがこの町道の整備でございます。私もこれはある意味で町民の皆さんの総意だというふうに思っておりますので、道路の整備については、今後も実現に向けて努力していきたいと思っております。御容赦ください。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

企業誘致について、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（北島 徹君）**

企業誘致について、企業誘致についての対応はという中山議員からの御質問をいただいております。まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

いまだ企業誘致につきましては、特に先ほども申し上げましたが、堀川跡地につきましては解決を見ておりません。私どもの努力不足を痛感しているところではございますが、社会情勢としても非常に厳しいということでもございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

企業誘致につきましては、県の企業立地課を通じての活動ということを基本にしておりまして、県発刊の冊子、企業立地の御案内というところへの町内適地の掲載というものが、一つございます。

それから、今現在、ICTの時代でございますので、インターネットを活用した広報活動といたしまして、本町のホームページ、それから最近になりまして日経ですね、日本経済の日経事業用地ナビというものがございますが、こちらへの掲載も始めております。

加えまして、佐賀県工業開発推進協議会、この協議会主催の誘致企業との意見交換会というものがございます。この意見交換会後の懇親会が非常に有意義でございまして、お酒が入るわけでございますが、非常に有意義な情報交換ができます。それに参加をさせていただいております。

加えまして、今年度は新たな取り組みといたしまして、町内工業用地に関する説明会ということで、8月26日に町民センターのほうで開催をいたしております。進出企業の皆さん方にお集まりいただきまして、町内の状況を町長のほうから直接御説明をされております。

今後とも町内に優良企業を取り込めるように、県初め、関係機関の協力を仰ぎながら努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

9番中山五雄議員の企業誘致についての対応はということで、私のほうから担当課長に補足して答弁申し上げます。

企業誘致につきましては、先ほど申しましたとおりの取り組みに加えまして、今現在は、各中核工業団地、企業を工場見学させていただいた後、企業立地の御案内という冊子を持っていきまして、関係の企業等の企業立地のお話ございましたら、ぜひとも候補地として、この今売り出しております堀川、いわゆる堀川跡地を検討していただきたいということで取り組んでおります。

その際に、かなり手ごたえがあった事案もございました。それは議長、大川議長さん初め、中山副議長さんにも御足労いただきまして、かなり詰めた話もできたこと、本当に心から感謝を申し上げます。

町民の誘致にかける、この土地にかける思いというものも御説明いただきましたし、また御経験に基づいて誘致に対する弾力的な対応というものも、皆様方からお話いただいたことが、随分前向きに企業のほうも検討していただいたあらわれになったと思っております。

今後とも、この企業誘致は町の財政にとっても大変重要な課題でございますので、御協力、御指導方、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

中核工業団地の懇親会ということで、私も参加をしましたけれども、そのときの情報が、議長と私、いろいろ入りました。その後、町長にこういう話があったからということで説明をして、ある企業さんに行ったら、もう何日か後に東京に上ってその話をしますけども、我々が行ったときには、もう吉野ヶ里の町長が営業に来られていたという話をされて、上峰の営業が一足、二足、動きが遅かったかなと、今後はそういうことのないような、先に営業をしていくというような形をとらないと、すべてがみやき町さんにしろ、吉野ヶ里町さんにしろ、みんながその考え方を持っているから、先に食われるんじゃないかなと。だから、上峰は上峰独自で、やっぱりいろんな情報を集め営業しないと、これは企業誘致をすれば、その税も入るし、雇用にもつながるし、実質財源もふえてくるし、財政の健全化にもつながってくると思うし、その辺をやっぱり積極的に町長は選挙公約で若いから24時間働きますということを言われておりますが、私は24時間働けとは言っておりません。せめて人の倍ぐらいは働いて頑張りたいなと、そう思っております。町長の最後に考えを、努力をどういうふうにしていかれるか答弁を伺って、この項は終わりたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員にお答えいたします。

本当にこの企業誘致は、人を介してが一番早道だと、近道だということを学びました。その人を介してのネットワークが広がらなければ、できるものもできない、そういう確信を得

ました。これは議員の御尽力、議長さんの御注力そのものだと思っております。今後そういうネットワークをつくることをしっかり重視しながら、その中から企業誘致について、芽が出てきた際、それをしっかり育てていく、そういう取り組みに注力していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、先に進みます。

国道34号の整備促進、特に切通の交差点の改良について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、国道34号線の切通交差点の改良につきまして御答弁申し上げます。

切通交差点の改修及び歩道設置につきましては、今まで測量同意の説明会及び佐賀工事事務所との意見交換会の2回ほど、地区の皆様と集まりを持ったわけでございます。しかしながら、皆様の反応といたしましては、非常に厳しいものがございます。

そういう中で、国道34号線の切通交差点につきましては、先般、佐賀国道工事事務所へ出向き、地元説明会用の資料等の作成の要望をしてきたものであります。

また、それをたたき台として、地元説明会を行っていき、皆様の意見集約を行っていきたいと思っております。

また、それとあわせて、町長も申し上げましたとおり、国への要望といたしまして、期成会はもとより、町独自の行政、議会の要望活動といたしまして、10月中への調整、日ごとの調整を今行っているところでございます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

この国道34号線の整備促進に、私はこの前、議長のかわりとして参加をさせていただきました。その中で、一番初め手を挙げて意見を言いました。大変あそこは、私、夕方5時過ぎ、北のほうから帰ってきたら、やっぱり長いときでは五、六回待たなくちゃいけないということで、混雑を避けるような国道づくりをやっているということで説明があったから、だったらすぐにでもやってくださいということで意見を言いましたけれども、そのときの所長が言われたのは、地権者の了解を取らないと、ちょっと簡単にはできないということで、それを言われました。

実際ですね、町長、あそこから通勤をされている人とこの前ちょっと会って話を聞いたんですけども、非常に迷惑をしていると。特に場外船券売り場、みやき町のほうにできてから、余計込むようになったと、信号機が大体帰りがけが、6時ごろ帰ったら、1回から2回は余計待たなくちゃいけないということと言われたんです。だから、余りひどいときは、ひよこ保育園、もとの北部保育所のほうに住宅のほうに曲がると。そしたら、あっちに曲がっ

ていったら、やっぱり子供が飛び出たりとか非常に危ないということ言われて、なるだけこちを通っているということを言われましたけれども、非常にこれは上峰の町民の人たちがかなり困っているなということで、私はこれはもう、今度陳情にもこの件で行きますけれども、地権者と行政が話をして、早目の了解を取って、この前の話じゃないですけども、みやき町の末安町長も吉野ヶ里町は2カ所もして、中原は1件もないと、どういうことですかということでいろいろ意見が出ていましたけれども、地権者との話はできていますよということまで、みやき町の町長は言われましたけれども、上峰はその辺がどこまで進んでいるか、町長にちょっとお尋ねします。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねでございますが、国道34号線の住民の方との説明をこの間やってまいりました。先ほど担当課長の答弁にもありましたけれども、なかなか御反応としては難しい方もいらっしゃると思います。同時に、早目にこの渋滞解消を願う声も私に直接届いております。そうした中で、住民の皆様方からの要望といたしまして、この工事の形の、ある種提案がございました。これを国道事務所に先ごろ足を運んで説明をしてきたところでございます。

今後、これを持ち帰って、再度住民の方々との協議が必要であろうというふうに考えております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

これは、切通の交差点は北も南も西側は家が建って、あそこを買収するのは大変金がかかると思うんです。でも、東側は畑とか田んぼとかですから、今は何とかなるんじゃないかなと。だから、積極的に、やっぱり1回行って、地権者の人たちというのは簡単に、金に本当に困っている人だったら今でも買ってくれという人もおんさっかもしれませんけれども、あの辺の人たちは裕福な方たちばかりじゃないかなと思うし、簡単にはいかないと思うし、やっぱりみんなのため譲っていただけないだろうかという交渉は、やっぱり何回も何回も足を運ばないとできる問題じゃないんじゃないかなと。だから、その辺を本当の努力をしてもらいたい。例えば、議員の中で、あの人にはあの議員が向くよという人がおれば、そういう人もお願いをして、一緒に行ってもらって交渉をしてもらうという形をとって、みんなで協力をしてやっていかなくちゃできないんじゃないかなと思いますけれども、最後にその辺の町長の気持ちを聞かせていただきたい。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほど私の答弁の中で、2回ほど地区との説明会、または国道事務所との意見交換会ということで行ってきた経緯がございます。そういう中で、そこに持っていった資料といいますのは、あくまでも白図の図面等を持ち寄ってのお話でございます。やっぱりそうすると、皆様方がどのような形でこの道路事業ができるのか、私たちの家はどうなるのか、やっぱりど

うしてもそういうところが興味があるものでございます。そういう中で、先ほど御説明申し上げましたとおり、今回につきましては、国道事務所に出向いて、ある程度の、今まで地区からのいろいろな意見を聞いた中での資料作成をお願いしたいということで国道事務所に行ったわけでございます。

そういう中で、その資料ができた中では、それをたたき台として、皆様方がどう反応されるのか、どういう意見を持たれるのか、それをまた集約して、新たな図面づくりとか、そういうことになりますけれども、それについては、国道事務所についても一応協力していくという回答も得ましたので、今後は国道事務所と一体となって、そのような進め方をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、次に進みます。

町の活性化について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

中山議員のお尋ねでございます。町の活性化について、町民の市を始めると言ったが、その後の進捗はということでございます。

これにつきましては、おたっしや館西側になりますか、北側の駐車場、中央公園の駐車場を利用しまして市を設けたらどうかという具体的な提案もいただいておりますし、この間、おたっしや館、社会福祉協議会の局長も含めて協議をしてきたところでございます。

大切なのは募集、そしてPR、そして開催時期だと思っております。募集につきましては、町のほうでその役割を担うことはできると思っておりますし、PRについても、そのように考えております。

その期間をいつにするかということですが、私としましては、個人的にはおたっしや館のイベントに合わせた日をきっかけに、一発ではなくて、ある程度定期的に開催できる形を考えておりますので、夏の時期を過ぎた後に検討するというところで、前回の議会でお伝えしていたと思います。農産物が傷まない時期に差しかかってきたわけでございますので、より具体的に協議を進めて、開催時期を設けていきたいと思っております。

また、その際には、議員からも御提案あった際にお話ございましたが、さまざまな声があるというふうに、やりたいという声もあるということでございます。そうした方々にもぜひ御協力いただきながら進めていきたいと思っておりますので、内部ではそうした方々の情報収集もやっていきたいというふうに話しておるところでございます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

これは、6月議会でも10月ごろからそれができるんじゃないかということで、町長が答弁

をされておりましたが、なかなか、その前に私は2回ぐらい上峰町の広報で住民の方たちに知らせをしないと、何があっているかわからないということで、それをお願いしていたんですけども、私は上峰町が、例えば、おたっしや館の北側にテントを張ってくれとか、何かをつくってくれと、住民の方たちもそれは言っていないんです。自分たちがそこに車で持って行って、売って片づけて帰りますよということで、何らお金はかかりません。

今の吉野ヶ里町の軽トラ市というのは物すごく、私は前回も言いましたけれども、市があるときは売り上げが、千坊館とか温泉とかがかなり伸びるということで統計が上がっております。だから、その辺、上峰もあそこにしたらば、そういうことでやったら、おたっしや館の売り上げが伸びてくるんじゃないですか、まずは。

そうすると、いろんな面で私は活性化につながってくるんじゃないかなと。まずは一番は、これは住民サービスの一環だと思うんですよ。要するに、昔ネギだれという、ネギだれで畑をつくっても家で食べるのは多過ぎると、だからというて、市場に持っていくのは少な過ぎると、中途半端なあれがあるもので、そういうところを出して、例えば、1千円、2千円がとでもして、例えば、孫にやったら喜ばれると、自分たちは今度は楽しんで健康のためにもネギだれで野菜物をつくったりとか、そういうのができるということで、そういうことを健康のためにもなるからということをおっしゃられた人もおられます。

ただですね、今、町長が暑いから悪くなるから。野菜、夏でも冬でも悪くなったら、その人は売れませんよ。新しいときに売って、恐らく最初は少ないかもしれませんが。でも、後は私はふえてくると思うんですよ。もし、それがふえてこなかったら、例えば、やめるにしても、何ら行政には負担はかからないでしょう、建物を建てるわけじゃないし。

だから、おたっしや館の祭りごとのときだけでは、例えば、定期的に月に1回なら1回、2回なら2回ということ。そいぎ、だんだんふえてきたら、週に1回なら1回ということでやっていかれるならば、そのつくられる方たちも計画をしてつくっていかれますけれども、祭りごとでしかやらないということだったら、なかなかそれはうまくいかないと思うんですよ。だから、その辺の考えはどうですかね。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山議員のお尋ねにお答えいたします。

この町民市というのは、ほんなごてよか考え方だと私も思っております。場所の提供をさせていただいて、行政としてはPRを行うだけでよいと、また、募集等は当然する必要があると思いますから、こういう実務は当然出てきますけれども、町財政が厳しい折に、こうした御提案をいただくことは本当にありがたいと思っております。

要は期間の設け方、スタートの時期をいつ設けるかということでした。これは内部で協議した際に、その農産物が夏場だとちょっと傷むという意見もあったものですから、そのことをちょっとお伝えしましたけれども、今後速やかにこのスタートの時期を決めて、町内に広

く周知をすることで対応していきたいと思っております。ありがたい提案をありがとうございます。

**○9番（中山五雄君）**

これで最後の質問になるかと思えます。私は、町民市と名前を言っておりますけれども、これはみんなで話し合っ、笑顔市とか、にこにこ市とか、いろんなつけ方があると思うし、そういうことで、やっぱり1回聞いたら覚えられるような、上峰のキャラクターにもなるようなあれを考えてやっても構わないんじゃないかなと思えますから、その辺を行政の人たちは頭がいい方がいっぱいおられるやろうし、アイデアもいっぱい浮かぶだろうし、町長が先頭に立って、その辺をやっていただきたいなど。そしたら町民の人たちも喜ぶ方たちが少しずつふえてくるんじゃないかと思えますから、ひとつその辺の今後の対応をよろしく願います。

**○議長（大川隆城君）**

以上で9番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時17分 散会